

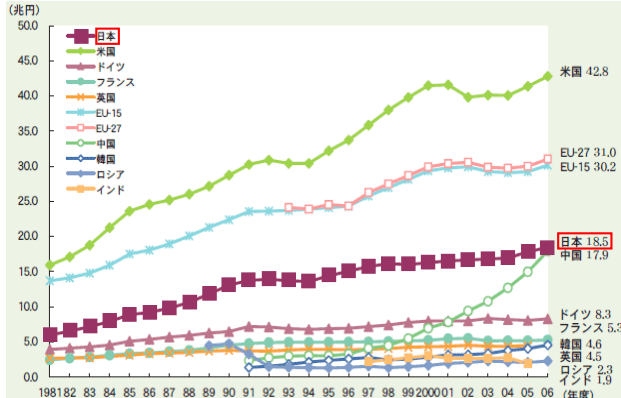
別冊1

これまで講じてきた施策の概要及び現状(案)

1. 知的財産の創造 (1/2)

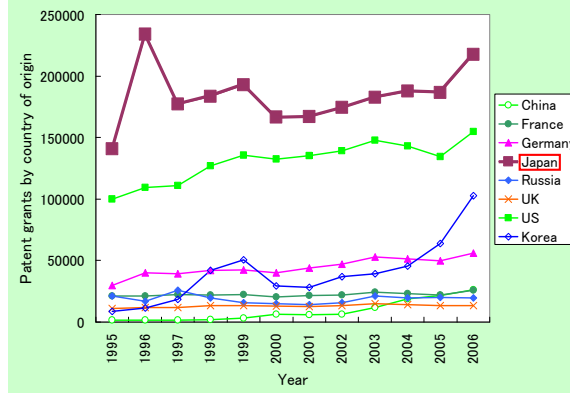
<①大学、研究機関、企業における創造力の強化>

図表1: 主要国等の研究費の推移(購買力平価換算)



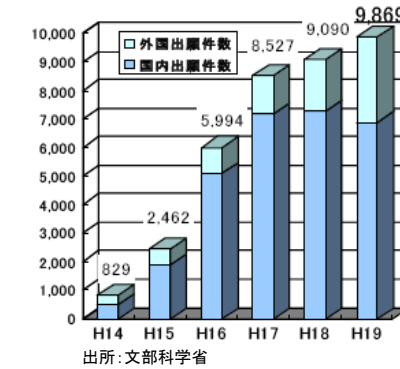
出所:平成20年版科学技術白書

図表2: 主要国による世界での特許登録件数



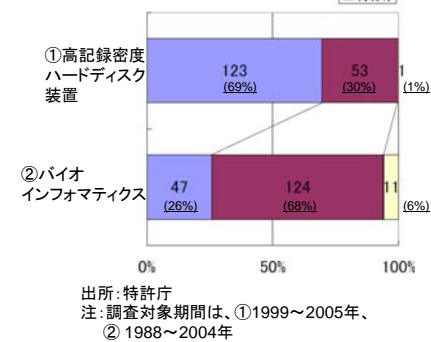
出所: Statistics on Patents, 2008, WIPO

図表3: 大学における発明数と特許出願数



出所: 文部科学省

図表4: 日米欧による重要特許の国別所有割合の例



出所: 特許庁
注: 調査対象期間は、①1999~2005年、②1988~2004年

○知的財産の創造基盤の整備

- 累次の研究開発税制の改正により、試験研究費増のインセンティブを向上(2003、2006、2008年度)。
- 累次の税制改正により、大学等への寄附手続きを簡素化、所得税の寄附金控除の対象範囲を拡大(2003~2007年度)。国立大学法人等における寄附金収入は、556億円(2003年度)から759億円(2007年度)へ増加。
- 政府資金による委託研究開発から生じた知的財産権を受託企業等に帰属させる日本版バイドール制度の対象に「請負によるソフトウェア開発」を追加、措置恒久化(2007年度)。
- 大学等を対象に「特許・論文情報統合検索システム」の運用を開始(2006年度)、企業等も利用可能に(2007年度)。2008年7月までの累計アクセス数は約20000、利用者数は約1300。
- 政府資金による研究開発から生じた大学の知的財産権を他大学で円滑に使用するための基本的考え方を示した指針(2006年度)、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用に関する指針(同年度)を作成。
- 産業技術の今後の展望や技術的課題を産学官で共有するため、研究開発成果が製品・サービスへつながる道筋や技術目標を示す技術戦略マップを策定し、毎年見直し(2004年度から)。

○知的財産の創造を重視した研究開発の推進

- 職務発明に係る相当の対価の定め方について規定する改正特許法35条が施行され(2005年度)、大多数の企業が対応し(2005年度、調査対象企業の92%が対応予定又は対応済み)、主要43大学は2005年度中に全て対応済み。
- JSTにより大学等の海外特許出願経費を支援(2003年度から)。

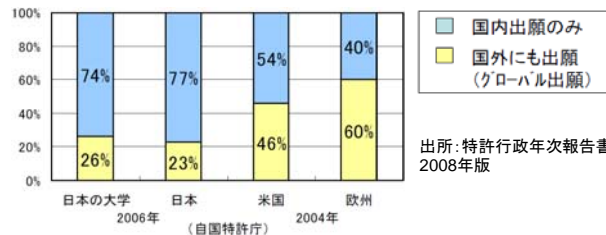
図表5: 社会ニーズに応じた基礎研究の例

産業技術総合研究所と九州大学は、2006年7月、九州大学伊都キャンパスに「水素材料先端科学研究センター」を設立。当該センターでは、水素を安全・簡便に利用するための指針を産業界に提供し、水素社会に向けた基盤整備を行うことを目的として、水素先端科学基礎研究を推進している。



出所: 産業技術総合研究所HP

図表8: 日米欧出願人の自国特許庁への出願構造



出所: 特許庁行政年次報告書 2008年版

図表9: 世界全体のPCT出願における大学出願の占める割合の日米比較

国	割合 (%)
日本	2.1%
米国	9.0%

出所: WIPO HP
注: 2007年出願上位500機関のデータを集計。

図表6: 大学等における共同研究等の契約相手において外国企業の占める割合(2007年度)

契約相手	件数	金額
共同研究	0.69%	1.17%
受託研究	0.40%	0.29%

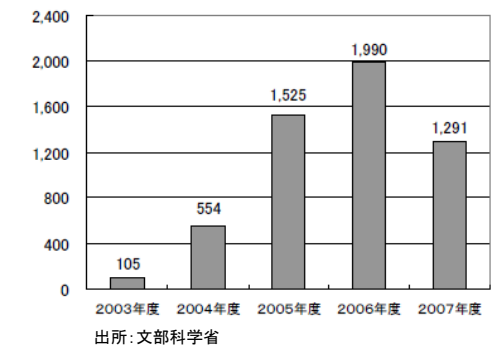
出所: 文部科学省

図表7: 各国及び大学における外国由来の研究開発費の占める割合

	日	独	仏	英
全体	0.32%	2.47%	8.83%	17.2%
大学	0.02%	3.18%	2.67%	8.15%

出所: NSF Science and Engineering Indicators 2008
注: 全て2004年のデータ。米国のデータは存在せず。

図表10: JSTによる大学への海外特許出願支援件数



1. 知的財産の創造 (2/2)

<②産学官連携による知的財産の円滑な事業化>

○大学等やTLOの体制整備促進

- 「大学知的財産本部整備事業」にて、大学等の知的財産の創出・管理・活用を基盤を整備(43件/54機関を採択、2003～2007年度、事業総額約132億円)。「産学官連携戦略展開事業」にて、国際的な産学官連携活動の強化等を実施。(戦略展開プログラムで55件/66機関を採択、2008年度)。
- 47の承認TLO(技術移転機関)が存在(2008年9月末)。
- 国立大学法人からのTLOへの出資、外部TLOの大学知的財産本部への統合等、大学とTLOとの連携が進展。
- 産学官連携、知的財産、利益相反の各ポリシーは、大学知的財産本部整備事業対象の代表43機関で整備済み(2008年4月現在)。
- 大学知的財産本部とTLOの連携・協力を促進する「大学技術移転協議会」が設立され、37のTLO及び36の知的財産本部が参加(2008年7月現在)。全国の産学連携実務者のスキル向上のため、毎年研修会を開催。
- 「大学知的財産本部整備事業」実施機関において特許関連経費は増加し、自己財源の割合は5割超。
- 大学等の特許出願件数、特許実施件数、特許実施料収入はそれぞれ増。
- 京都大学は、「iPSアカデミアジャパン(株)」を設立し、iPS細胞研究関連知的財産の管理体制を強化(2008年6月)。
- 日本製薬工業会は、製薬業界の国際的な知識・経験を活用してiPS細胞関連の研究成果の特許保護を支援する「iPS知財支援プロジェクト」を発足(2008年11月)。

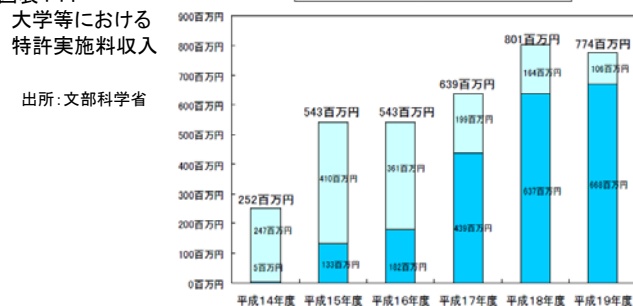
○その他産学官連携へ向けた環境整備

- 大学における知的財産の管理や活用等のルールづくりを促すため、共同・受託研究の在り方等に関する報告書を取りまとめ、関係機関に周知(2005年度)。
- 教員の発明に関する権利を大学に帰属させる原則の採用増(2007年度、国立大学法人の96%で原則機関帰属)。
- 産学官連携サミット(11月)、産学官連携推進会議(6月)を毎年開催。

○大学発ベンチャー

- 大学発ベンチャーの数が1773社に達する一方で、合併及び活動停止したものは150社(2007年度末時点)。単年度黒字化は3割以下。
- 国立大学法人等がライセンス対価として株式を取得することが可能であることを明確化(2004年度)し、同様に取得したストックオプションを現金化する過程でのその権利行使による株式取得が可能であることを明確化(2008年7月)。

図表 11:



図表 14:



図表 15: 産学官連携の多様な成功事例

【産業界・社会へのニーズへの対応】

- 九州大学、産業技術総合研究所「水素材料先端科学研究センター」
・産業界のニーズを踏まえ、水素を安全・簡便に利用するための指針を業界に提供することにより、水素社会到来に向けた基盤整備を行う。
- 東京理科大学、企業4社、福祉法人等2機関「自立歩行を可能としたアクティブ歩行器(ハート ステップ)」
・大学主導で開発、企業によるノウハウ提供、福祉法人等における紹介、臨床実験を経て実用化し、障害者福祉の面で社会貢献。
- 京都大学、ローム(株)他4社「有機系電子デバイス研究に関し、競合しない企業の垂直統合と大学との連携」
・5社と京都大学による体制を構築し、研究テーマを学内公募、大型研究を実現。共同出願特許135件、論文・学会発表194件。

【創業拠点】

- 岡山リサーチパークインキュベーションセンター(ORIC)、県の2機関
・創業を図る企業・個人を支援する拠点(ORIC)を整備。将来性の高い起業家を多数発掘・成長させ、平成19年度までに26社の企業を創出。

【ベンチャー】

- 理化学研究所、(株)メガオプト「次世代高性能レーザー技術の開発」
・理研初の認定ベンチャーとして現(株)メガオプトを設立し、次世代高性能レーザー技術を研究用・産業用に実用化。平成18年度は4億円を超える売上げ。

【地域・中小企業の活性化、クラスターの形成】

- 函館地域産業振興財団他「函館マリンバイオクラスター形成」
・地域水産資源の付加価値向上を図るための研究開発を実施し、平成15年から平成18年度までに商品化70件。産学官連携のネットワークが拡大中。
- 徳島大学、2公的機関、新光電装(株)他6社「定在波利用距離センサー」
・中小企業を含む7社とのコンソーシアム、パテントプールを形成。

図表 12: 大学等の共同研究・受託件数



図表 13: 日米の大学等における知財関連活動の比較

	日本(文科省・経産省調べ、2007年度)	米国(AUTM調べ、FY2006)
機関数	知的財産本部等・承認TLO(重複除く) 204	155
特許出願件数	7569件 (2007年)	10183件
特許取得件数	744件 (2007年)	2,792件
実施許諾件数	5,538件	25,308件
実施料収入	11.6億円	12.5億ドル

注) 日本の実施許諾件数及び実施料収入は特許権に係るもののみ。米国については特許権のほか著作権等に係るものを含む。日本の実施料収入に特許権のほか著作権等に係るものを含めた場合、28.1億円。

図表 16: 国内特許権利用率

大学(2004年度)	大学(2005年度)	全体(2006年度)	中小(2006年度)
14.7%	22.4%	49.7%	62.9%

出所: 特許行政年次報告書2008年版

図表 17: 参考(本年6月報道): 一部の国立大学等は、インテlectual・ベンチャーズ(IV)*と提携。

*) 発明の創造に投資し、発明を資産として有効活用して運用することを目的とする米国のファンド。ファンド規模は計30～60億ドル。

図表 18: 大学発ベンチャーの設立と残存数

	設立計	残存数	残存率
日本(～2007年度)	1,923	1,773	92.2%
米国(～FY2004)	4,543	2,671	58.8%

出所: 経済産業省、AUTM FY2004 Survey

＜①国際知財システムの構築に向けた取組の強化＞

○世界特許システムの構築

- 「特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)」を我が国から諸外国に提案、実施。韓国、米国との間で、2007年度から開始(米国とは2006年度から試行)。独、英、デンマークとの間で現在試行中。
- 日本特許庁では、PCTに基づく国際調査と国内出願審査との同時着手を2003年度に開始(同時着手可能な場合、国際調査手数料97,000円のうち41,000円を出願人に返還)。
- 日本等の働き掛けにより、PCTに基づく国際出願料を5%引き下げ(2008年7月から)。
- 日米欧三極特許庁の間で審査結果の相互利用を拡大させるための活動を行う「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を設置(2007年度)。
- 日米欧三極特許庁の間で共通の出願様式について2007年度に合意(年間、三極間で660億円のコスト(明細書等作成に係る費用)削減をもたらすとユーザーの試算あり)。
- 実体特許法条約については、2005年度以降、特許制度の調和に関する先進国会合を開催し、検討を進め、2006年度、先願主義への統一を含む骨子案をベースに条約草案の作成を行うことにつき合意。他方、米国と欧州との立場の相違が顕在化し、交渉は難航中。
- 2007年度に優先権書類の電子的交換を日米間でも開始(日米欧三極の出願人全体では、優先権書類の電子的交換により、年間55億円のコスト削減をもたらすと試算あり; 日欧間では1999年度から開始)。また、2006年度にWIPOにおいて世界中で電子的に優先権書類交換を行うための枠組みの設立が承認され、現在詳細を検討中。
- 特許庁は、企業経営者等との懇談会の実施(2005年度～2007年度、延べ850社以上)を通じ、国際関連出願への重点化など権利の戦略的取得を産業界に促している。

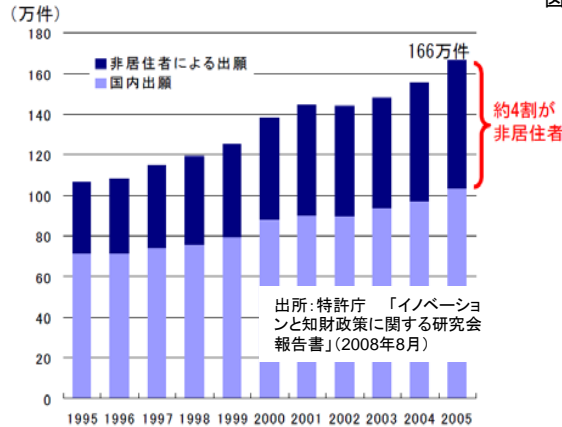
○アジア地域等における知的財産制度の整備

- (経済連携協定: EPA)
- 知的財産に関する規定を含むEPAの締結を目指し交渉を実施。シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアとの間で発効済み。フィリピン、ASEANとの間で署名済み。スイス、ベトナムとの間で大筋合意済み。インド、豪、韓国との間で交渉中(韓国に関しては交渉中断中)。
 - EPA締結相手国における迅速な特許の取得を可能とするための早期審査(インドネシア、マレーシア)及び優先審査(マレーシア)の導入、周知商標の保護強化(外国で周知の商標について、不正目的でされた商標登録・出願を拒絶又は取り消す旨の規定の導入: インドネシア、マレーシア、タイ)、エンフォースメントの強化を実現。
- (制度・運用改善の働き掛け)
- 中国専利法(特許法・実用新案法・意匠法に相当)の改正にあわせて、中国からの訪日調査団を受け入れ、法改正案について協議し、追加的な改正を要請(2006年度)。
 - 我が国の地名、品名等が海外(特に漢字文化圏)で、第三者により商標登録されることを防止するため、各国・地域に対し、商標制度・運用の改善の働き掛けを実施中。
 - 官民合同ミッション等を通じた働き掛けにより、中国の保護対象植物数が増加(平成15年87種→平成17年139種→現在151種)。

(人材育成、情報化システム、審査協力等)

- アジア地域を中心として人材育成を目的とした研修生の受入れ(1996年度～2007年度で延べ2830名)、情報化システム構築のための専門家の派遣を実施。
- 我が国出願人が効率的に権利を取得できるよう、我が国の特許審査の結果を外国特許庁に提供する高度産業財産ネットワーク(AIPN: Advanced Industrial Property Network)を開設し、現在、中国、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、台湾、ベトナム等が利用。
- 各国の植物新品種保護制度の整備・調和に関する技術協力、人材育成等を推進するための「東アジア植物品種保護フォーラム」を提唱し(2007年度、ASEAN+3農業大臣会合)、第1回会合を2008年7月に東京で開催。

図表19: 世界の特許出願件数



図表20: 特許審査ハイウェイ利用実績(累計)

日→米	627件	米→日	396件
日→韓	127件	韓→日	42件

※日本からの件数は、2008年9月時点、日本への件数は、2008年10月時点で集計。
出所: 特許庁提供データに基づき作成

図表22: 外国での特許取得に要する費用(1ヶ国あたり)

	全体費用	うち出外代理人費用(上段)	
		うち翻訳費用(下段)	
パリルート	131万円	71万円	35万円
PCTルート	109万円	56万円	26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。「PCTルート」とは、特許協定条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出願するルート。
※上記費用はアンケート調査で回答された費用の平均値(翻訳費、代理人費用、出願料等)。**PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用。**

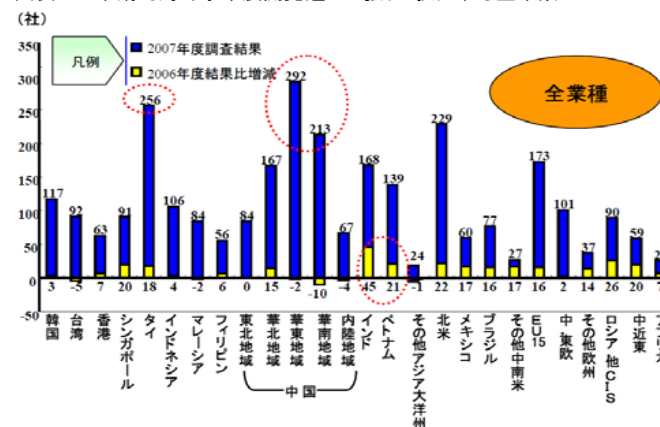
出所: (社)日本国際知的産権保護協会「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」(2008年9月)
(留意)一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1ヶ国あたりの費用は少なくなると言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。

図表21: 日本から/日本への特許出願

	日本からの出願	日本への出願
米国	76,839	24,961
中国	32,801	505
ヨーロッパ特許庁	22,153	-
韓国	17,604	7,220
ドイツ	3,618	7,980
カナダ	2,498	755
オーストラリア	1,625	593
タイ	1,574	11
シンガポール	1,261	376
ブラジル	1,239	63
英国	759	1,814
ロシア	748	33
インド(※)	(※)626	167
メキシコ	551	24

出所: 日本からの出願数は、WIPO「Statistics on Patent 2008」に基づく。日本への出願数は、特許庁「特許行政年次報告書2008年版」に基づく

図表23: 中期的海外事業展開見通し強化・拡大する企業数>



図表24: BRICs諸国に対する日本及び米国からの特許出願数

	中国(2006年)	インド(2004年)	ブラジル(2006年)	ロシア(2006年)	参考:タイ(2006年)					
全出願数	210,501	17,466	24,074	37,691	6,248					
日本からの出願数	32,801	15.6%	626	3.6%	1,239	5.1%	748	2.0%	1,574	25.2%
米国からの出願数	20,536	9.8%	4,053	23.2%	8,372	34.8%	2,448	6.5%	1,827	29.2%

2. 知的財産の保護 (1) 知的財産の適切な保護 (2/6)

○特許審査処理の迅速化

2004年度、知的財産戦略本部において、特許審査待ち期間をゼロにするという最終目標を目指し、2013年に審査待ち期間を11か月に短縮するとの長期目標を設定。

(特許審査処理迅速化に向けた総合的取組)

- 2004～2008年度まで、任期付き審査官を490名採用、通常審査官を45名増員。
- 2004年度の先行技術調査機関の登録制度の施行により、特許庁が先行技術調査を外注できる先行技術調査機関を拡大(2003年度1機関→本年度8機関)するとともに、外注件数を拡大(2003年度16.0万件→2007年度21.3万件)。また、審査官に対する検索結果の報告を検索者が口頭で行う対話型外注(通常の外注より審査効率が高い)の割合を、2004年度の73%から、2005年度以降80%へと増加。
- 2006年度から、1年間の期限付きで、審査着手前の出願取下げ・放棄時の審査請求料を全額返還(取下げ・放棄件数:24087件、対前年比約3倍)。
- 無駄な出願・審査請求を減らし戦略的な権利取得を図る出願・審査請求構造改革を促すための企業経営者等との懇談会の実施(2005年度～2007年度、延べ850社以上)。
- 自社の出願件数や審査結果等の情報を抽出・加工したデータ、その経年変化を比較したデータとともに、知財戦略立案に役立つ施策情報を提供する「特許戦略ポータルサイト」を開設(2008年9月)。
- 審査請求件数が2004年度以降、高い水準を維持する中、一次審査件数は着実に伸び(2007年度:約32万件、対2003年度比:約140%)、2007年度の審査待ち期間を28か月台にとどめるとの目標は達成(実績:28.3月)。

○植物品種登録の審査期間の短縮

- 平均審査期間(出願から登録までに要する期間、2005年度時点:3.2年)を2008年度までに2.5年に短縮すべく、品種登録迅速化総合電子システムの導入・稼働、審査官の増員(2003年度22名→2008年度33名)等を実施
- 2007年度実績:平均審査期間2.9年)。

図表32: 植物品種登録審査に係る各国の審査期間

米	2～3年
豪	2～3年
独	2～3年
EU	1～5年

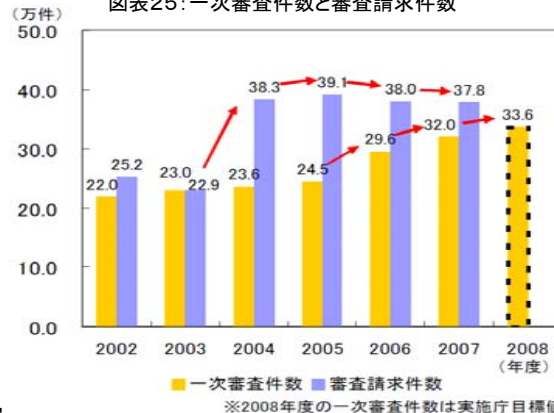
出所: (社)農林水産先端技術振興センター調べ(2005年度当時の調査結果)



出所: 農林水産省提供データに基づき作成

＜②知的財産の権利付与の迅速化＞

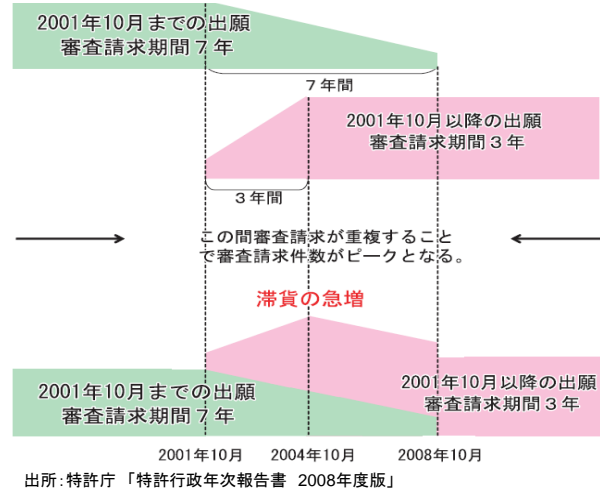
図表25: 一次審査件数と審査請求件数



※2008年度の一次審査件数は実施庁目標値

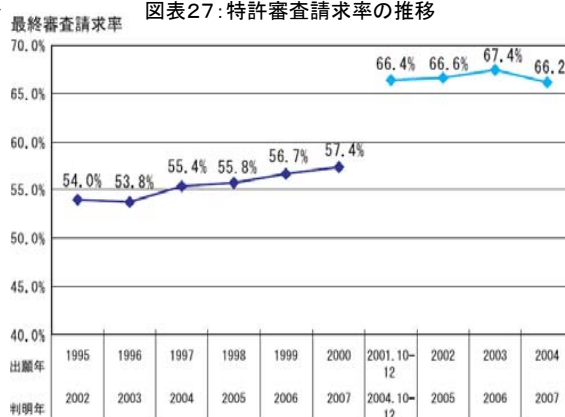
出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

図表26: 特許審査請求件数の一時的増加



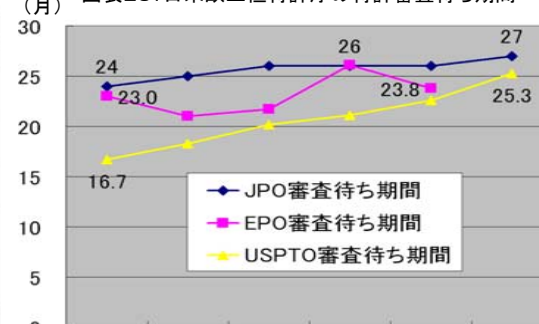
出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

図表27: 特許審査請求率の推移



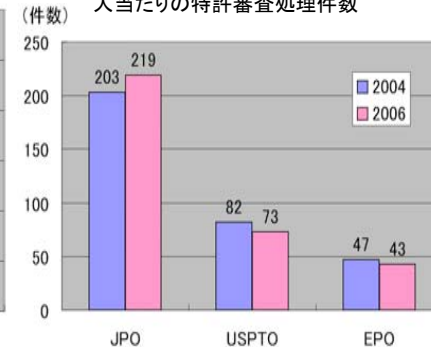
出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

図表28: 日米欧三極特許庁の特許審査待ち期間



出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」等に基づき作成

図表29: 日米欧三極特許庁の審査官一人当たりの特許審査処理件数



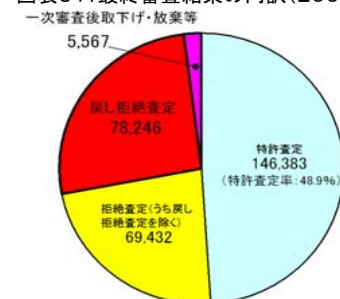
※ USPTO、EPOは「年」、JPOは「年度」
 ※ 審査処理件数＝一次審査件数＋国際調査報告件数
 出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」及び同報告書2005年度版に基づき作成

図表30: 特許審査迅速化に係る短期目標の達成状況

年度	審査待ち期間	一次審査件数	審査官一人あたりの処理請求項数
2003年度	実績 27.9月	23.0万件	1,140項
2004年度	目標 26月以内	23.5万件以上	—
	実績 26.3月	23.6万件	1,132項
2005年度	目標 27月以内	24.0万件以上	—
	実績 25.7月	24.5万件	1,137項
2006年度	目標 28月以内	29.6万件以上	1,300項
	実績 26.7月	29.6万件	1,344項
2007年度	目標 28月台	31.3万件以上	1,300項以上
	実績 28.3月	32.0万件	1,500項
2008年度	目標 29月台	33.6万件以上	—

※「審査官一人あたりの処理請求項数」に関する目標は、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」で掲げられた。目標。それ以外の目標は、毎年度作成される「特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための実施計画」で掲げられた目標。なお、2004年度時点での長期目標設定の際、2008年度には審査待ち期間を20ヶ月台に留めるとの中目標を設定。
 出所: 特許庁HP等に基づき作成。

図表31: 最終審査結果の内訳(2007年)



※「戻し拒絶査定」とは、一次審査の際に通知された拒絶理由に対して、意見書・補正書の提出をせずに拒絶査定されたもの。
 出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」に基づき作成

2. 知的財産の保護 (1) 知的財産の適切な保護(3/6)

○紛争処理機能の強化

(裁判所の訴訟審理体制の整備)

- 特許権等に関する訴訟の第一審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化(2004年度)。
- 特許権等に関する訴えについて、5人の裁判官による大合議制を2004年度に導入。これまで計5件が大合議事件として扱われた。
- 紛争のスピード処理、判決の予見可能性と技術等の知財に関する専門性への対応を高めるため、2005年度に知的財産高等裁判所が発足。
- 知財関係事件を審理する裁判官数を2003年の36名(東京高裁、東京地裁及び大阪地裁の合計)から、2008年度41名へと増加(知財高裁、東京地裁及び大阪地裁の合計)。
- 2004年度に、専門委員(公平中立なアドバイザーの立場から、事件において争点となっている専門的技術について説明等を行う)を導入。東京高裁、東京地裁及び大阪地裁に所属する知的財産関係の専門委員の数は、制度導入当時の138名から、2008年4月時点で200名へと増加。実際に事件に関与した専門委員の延べ人数は、2007年4月末日時点で361名(うち、知財高裁253名、地裁108名)。

(裁判所と特許庁との連携強化)

- 「裁判所法等の一部を改正する法律」に基づき、特許庁において特許等の無効審判が請求された権利に関し、裁判所において侵害訴訟等の提起があった場合、特許庁が裁判所に対して必要な訴訟記録の送付を求めるなど、無効審判と訴訟との連携を強化(2005年度)。

○審査段階からの安定性確保

- 特許審査基準を定期的に点検する「審査基準専門委員会」を2008年9月に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に設置。
- 特許文献と非特許文献をシームレスに検索ができるような検索環境の検討に着手(2008年度)。
- 特許出願に関し第三者が先行技術文献を特許庁に情報提供するコミュニティー・パテント・レビューを2008年度中に試行。

○裁判外紛争処理(ADR)の充実

- 弁理士の知的財産権に関する裁判外紛争処理(ADR)代理業務の範囲を拡充。(著作権に関する事件の導入(2005年度)、取り扱える不正競争の類型を追加(2007年度))
- 日本知的財産仲裁センター等から、ADRの概要、手続に関する情報提供を実施中。また、日本弁理士会は、会員に対してADRに関する説明会、研修を実施中。

○その他

- 特許権侵害に係る紛争解決手続を含めた中小企業の知財戦略を分かりやすく紹介する「中小・ベンチャー企業知的財産戦略」を作成し、周知を図った。

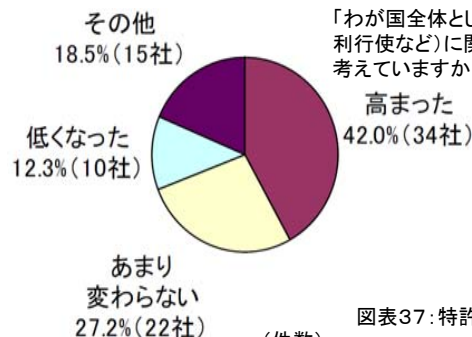
<③知的財産の安定性・予見性の向上>

図表34: 知的財産権関係民事事件の平均審理期間



※「知財高裁」に関しては、平成17年3月31日までは東京高裁
出所: 最高裁判所行政局調べに基づき作成

図表35: 経団連アンケート調査結果(2008年3月)



「わが国全体として、知的財産の保護(権利化や権利行使など)に関する予測可能性はより高まったと考えていますか」との質問に対する回答

図表36: 知財関係訴訟の審理体制の比較

	日本 知的財産高等裁判所	米国 連邦巡回区控訴裁判所
合議体の構成	3名の裁判官(全18名)	3名以上の判事(注3)又はシニア判事(全12名の判事のうち6名が理系学位を持つ)(シニア判事(法律審)は全3名)
技術専門性の補助	調査官(常勤)(11名)(注1) 専門委員(非常勤)(知財関連では200名)(注2)	ロークラーク(常勤)(注4) (ロークラークは判事なら3名、シニア判事なら1名を、雇用可能。判事によっては、理系のロークラークを活用。)

注1: うち10名が特許庁審査官・審判官経験者、1名が弁理士経験者。
注2: 200名は、すべて東京高裁に所属するとともに、併せて、東京地裁及び大阪地裁にも所属している。
注3: 経歴、専門性は多様であるが法曹資格は必須。
注4: ロークラークは、すべてロースクール卒業生から採用される。

出所: 特許研究No.40「特許訴訟における技術的争点への各国裁判所の対応」、法律のひろば-2007.7「知的財産高等裁判所発足2年をへて、その裁判運営と今後の動向」に基づき作成

図表39: 特許権関係民事通常事件の和解件数(地裁)

年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
和解件数	54件	85件	46件	55件	55件	79件	77件	40件

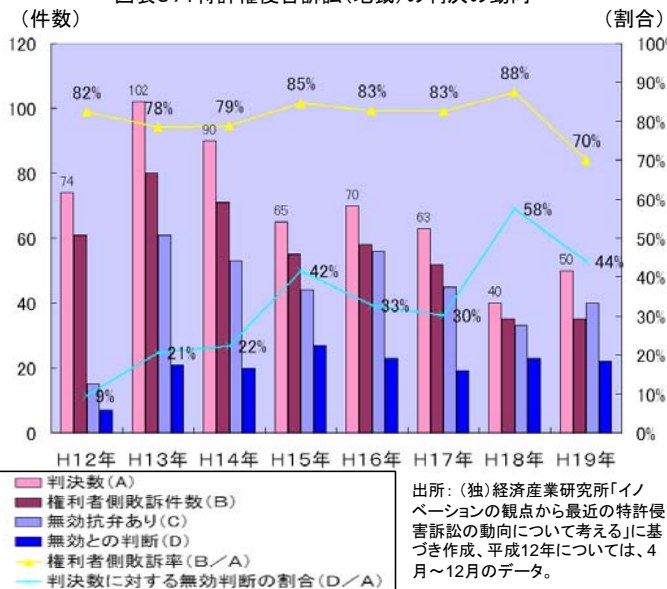
出所: 最高裁判所行政局調べ

図表40: ADRの利用実績(日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会)

年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
利用件数	5件	10件	7件	24件	16件	10件	23件	12件

出所: 日本知的財産仲裁センターと日本商事仲裁協会の仲裁・調停件数の合計。日本商事仲裁協会については、ライセンス契約に関する仲裁・調停件数。

図表37: 特許権侵害訴訟(地裁)の判決の動向



出所: (独)経済産業研究所「イノベーションの観点から最近の特許侵害訴訟の動向について考える」に基づき作成、平成12年については、4月~12月のデータ。

図表38: 特許権関係民事通常事件の新受件数(地裁)と国内特許利用件数



出所: 「特許権関係民事通常事件の新受件数(地裁)」は最高裁判所行政局調べ、「国内特許利用件数」は特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

＜④新技術等の知的財産の適切な保護＞

○特許の保護

(医療分野の特許保護)

- 遺伝子組換え製剤などの医薬品及び培養皮膚シート等の医療機器を製造するための方法は、同一人に戻すことを前提とする場合であっても特許対象とする旨の審査基準の改訂(2003年度改訂。2008年6月までに、当該審査基準の改訂に係る発明について22件登録)。
 - 複数の医薬品の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする「医薬発明」、医療機器自体に備わる機能を方法として表現した「医療機器の作動方法」を特許対象とする旨の審査基準の改訂(2005年度改訂。2008年6月までに、当該審査基準改訂に係る発明について76件が登録)。
 - 知財戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 ライフサイエンスPT」において、特許権の存続期間延長制度(遺伝子組換え生物、ドラッグ・デリバリー・システム(DDS)の対象追加等)、先端医療技術の保護の在り方について議論。
 - 特許権の存続期間延長制度の在り方について、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会(特許権の存続期間延長制度WG)において、検討中。
 - 先端医療分野における特許保護の在り方について知的財産による競争力強化専門調査会先端医療特許検討委員会において検討を開始。
- (他の分野)
- 「情報通信分野」「環境分野」「ナノテクノロジー・材料分野」についても本専門調査会各プロジェクトチームにおいて知的財産制度の在り方を検討(2007年度)。
 - 特許審査基準を定期的に点検するため、「審査基準専門委員会」を2008年9月に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に設置。

○実用新案の保護

- 早期実施が必要な技術(玩具、生活用品、スポーツ用品、建築資材等の開発リードタイム及び製品ライフサイクルが短い製品の技術)の保護の要請に応じ、実用新案の保護期間を6年から10年に延長するとともに、実用新案登録に基づく特許出願を可能とする制度改正を実施(2005年度)。

図表41: 実用新案登録出願数推移

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
新実用新案出願件数	8,778	8,587	8,155	7,983	11,386	10,965	10,315

出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

○デザインの保護

- 意匠権の存続期間を登録後15年から20年に延長。情報家電等の操作画面のデザインを保護対象とした。(2007年度)
- 2008年8月に産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会に意匠審査基準WGを設置し、画面デザインの審査運用等について検討した。

○植物新品種の保護

- 登録品種の収穫物段階の権利侵害へ罰則を拡大(2003年度)。永年性植物について25年から30年に、その他の植物について20年から25年に、それぞれ育成者権の存続期間を延長するとともに、育成者権の効力を加工品にまで拡大(2005年度)。登録品種でない種苗に対して登録品種である旨の表示や紛らわしい表示を付することを禁止する等の制度改正を実施(2007年度)。
- 植物新品種に係る出願件数は、2003年度1280件であったものが2007年度1533件と増加。

○ブランドの保護

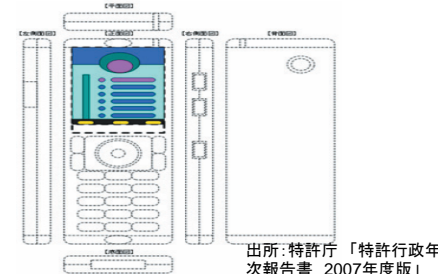
- 地域名と商品名からなる商標について登録を可能とする地域団体商標制度を導入(2006年度)。(2008年9月末時点で登録査定件数は406件)
- 商品販売に伴う付随的な行為(品揃え、接客サービス等)を商標法上の役務とみなし、従業員の制服、ショッピングカート、レジ袋等に使用する商標を役務商標として保護対象化(小売等役務商標制度、2007年度)(2008年9月までに約7,700件が登録査定)。
- 欧米等で商標法の保護対象となっている「音」「動き」「ホログラム」などの新たなタイプの商標を保護対象とすることについて、現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会(新しいタイプの商標に関するWG)にて検討中。

○医薬品の試験データの保護

- 薬事法に基づく新医薬品の試験データを保護する期間を6年から8年に延長(欧州8～11年、米国5,6年)(2007年度)。

図表42: 操作画面のデザインの例

【意匠に係る物品】
携帯電話機



出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2007年度版」

図表43: 地域団体商標の例

・商標「十勝川西長いも」(帯広市川西農業協同組合) ・商標「静岡茶」(静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県茶商工業協同組合)

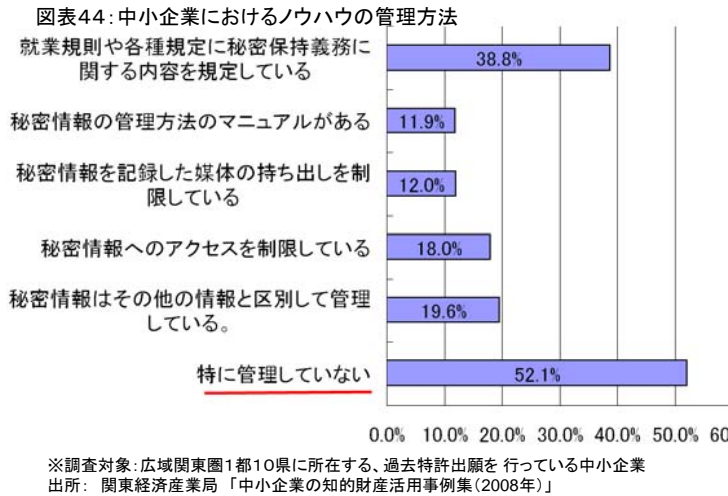


出所: 特許庁「地域団体商標2008」

＜⑤ノウハウ等の適切な管理(意図せざる技術流出の防止)＞

○ガイドライン等の策定・普及

- 「技術流出防止指針」、「金型図面や金属加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」を2002年度に公表。「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」の改訂、「しまった!と思ったときにはもう遅い」(中堅・中小企業向け企業秘密保持指針)の策定(2006年度)、「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」の策定(2007年度)。
- 企業の戦略的なノウハウ管理を促すために、先使用権の立証手法の実例等を紹介したガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて」を公表(2006年度)。
- 大学等における輸出管理体制の整備等を促進するため、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」を作成し(2007年度)、約900の大学・機関へ配布。

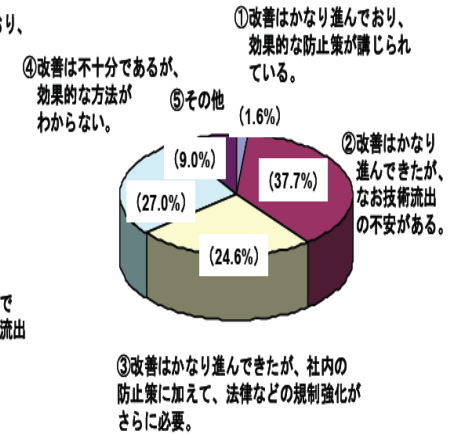
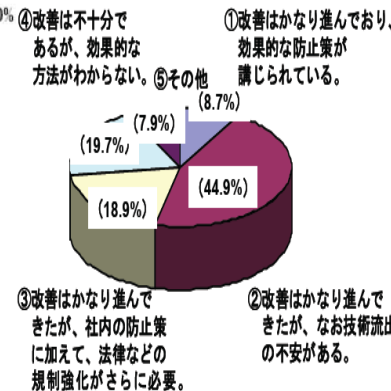


図表46: 経済産業省アンケート調査結果(2006年度) その2

▶国内外事業所ともに、再発防止策は過半数の企業で進んでいる一方、約4割の企業はなお技術流出の不安があると回答している。
▶また、効果的な方法が分からないという企業も約2割おり、さらに法律などの規制強化が必要との意見を約2割の企業が主張している。

(国内事業所)

(海外事業所・現地法人)

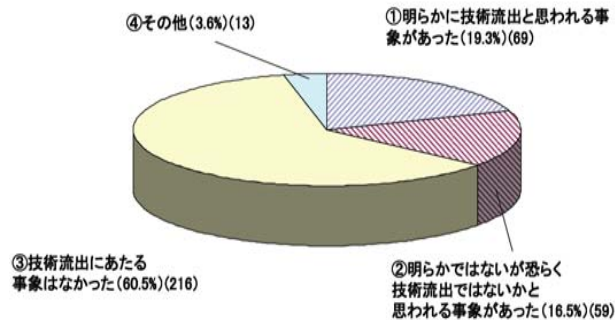


○法制度の改正

- 製造技術や顧客リストの不正取得等に関する罰則の導入(2003年度)、退職後に退職者が行った営業秘密の漏洩に関する罰則の追加(2005年度)等の不正競争防止法の改正。
- 2003年度の営業秘密の漏洩に対する刑事罰の導入(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)以後、2005年度(5年以下の懲役、500万円以下の罰金;法人に対して1.5億円以下の罰金)、2006年度(10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金;法人に対して3億円以下の罰金)にそれぞれ不正競争防止法の刑事罰を強化。
- グローバル化・情報化の進展による技術流出リスク増大に対応するため、技術情報等の適切な管理のための諸方策について、法的措置も含め、2008年度中に結論を得るべく、検討中。

図表45: 経済産業省アンケート調査結果(2006年度) その1

▶貴社において国内又は海外で技術流出が発生したことはありますか。



・35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答。

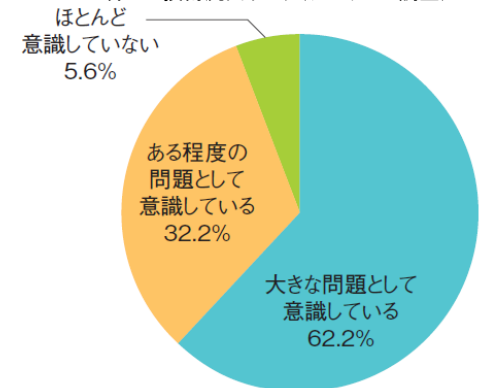
図表47: サプライチェーンのグローバル化に伴う取引先を介した技術流出の問題

コラム 取引先を介した技術流出

半導体材料や液晶材料は日本企業が圧倒的シェアを誇る競争領域として知られるが、その一方で、近年は技術流出が問題視されている。顧客であるユーザーと綿密な擦り合わせを行いながら材料開発を行うこれらの機能性化学材料では、開発段階から顧客にサンプルを提供したり、試験評価データを提供したりしながら量産へと至る。しかし、今や半導体チップや液晶パネルの大口ユーザーは韓国、台湾、中国等のアジア諸国のメーカーであり、しかも、これらの国では大資本のユーザー企業自身が傘下に子会社として材料メーカーを抱えているケースが少なくない。こうした事情から、ユーザーである取引先経由で日本の半導体材料や液晶材料のノウハウが流出しやすいとの懸念を有する企業もある。

出所: 経済産業省「2008年版ものづくり白書」

図表48: サプライチェーンのグローバル化に伴う取引先を介した技術流出リスク(アンケート調査)



※ アンケートの母集団は、「自社内での技術管理が十分にできている」と回答した企業
出所: 経済産業省「2008年版ものづくり白書」

2. 知的財産の保護 (1) 知的財産の適切な保護 (6/6)

＜⑥利用者のニーズに応じて進化する知財システム＞

○特許庁における取組

(利用者ニーズの把握)

●大臣と産業界との意見交換(「特許戦略懇談会合」2006年度)から、産業財産権専門官による全国各地の中小企業への個別訪問に至るまで、知的財産制度利用者とのあらゆるコンタクトの機会を捉え、知的財産制度及びその運用、並びに関係する行政サービスに対するユーザーのニーズの把握に努めてきた。また、アンケート調査、パブリックコメントを通じたニーズの把握も実施。

(知財関係情報提供)

●特許電子図書館(IPDL)の機能を追加・向上(2006年度:審査書類情報の提供対象を拡大、2007年度:全文テキスト検索機能の追加)。

●特許審査官と同等のサーチ端末を工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に16台設置(2006年度)。

●登録実用新案公報(2005年度から)、意匠公報(2006年度から)のインターネットによる公報の発行を開始。

(審査処理)

●特許、実用新案について早期審査(審査待ち期間が2~3か月)の要件を緩和。また、特許については、「より早期に権利を取得したい」というニーズに対応し、2008年10月からスーパー早期審査(審査待ち期間が1月以内)の試行を開始(10月末時点で35件の申請あり)。

(料金及び料金手続)

●2008年6月に特許料、商標の設定登録料等を引き下げ、中小企業等のコスト負担感を軽減。

●2005年度から、特許出願等の手数料のインターネットを通じた納付の受付開始。2009年1月から、預金口座からの振替により特許料等手数料の納付の受付を開始予定。また、現在、クレジット決済の導入について検討中。

(ニーズ反映の取組強化)

●特許庁は、中小企業から寄せられた意見・要望に対する検討結果を公表するなど、行政サービスの改善に向けた取組を2007年度から開始。

○農林水産省における取組

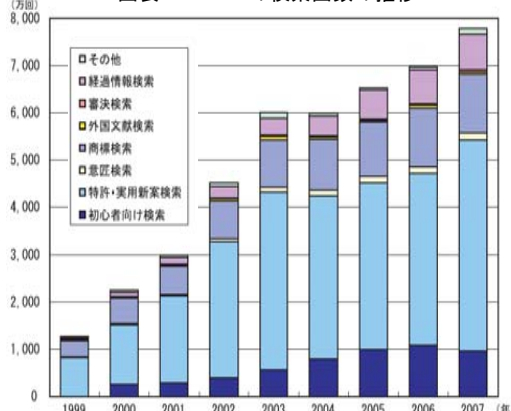
●平成18年度に植物品種登録制度に対する要望のヒアリング調査を行い、その結果を、審査の効率化、迅速化を図るための審査官の計画的確保、審査官の育成強化、品種保護Gメンの増員などに反映。

図表54:「平成19年10月~12月に寄せられた中小企業から寄せられた制度等に対する主なご意見・ご要望について」(出所:特許庁HPIに掲載された2008年3月付け資料から抜粋)

・サーチ端末の地方経済産業局への設置のご要望について
【ご意見】サーチ端末を特許庁庁舎だけでなく、地方経済産業局特許室にも設置してほしい。
【検討結果】サーチ端末につきましては、各経済産業局の特許室(関東を除く)に隣接している(独)工業所有権情報・研修館地方閲覧室に平成21年度中に設置する予定です。

・IPDL(特許電子図書館)の経過情報の更新について
【ご意見】IPDLの経過情報の更新を早くして欲しい。
【検討結果】現在、運営基盤システム及び新検索システムを開発中ですが、その運用開始時まで、IPDLの経過情報についてリアルタイムの情報提供・更新を行う等、ユーザーにとって、より利便性が向上するデータ提供を実現すべく、検討していきます。

図表49:IPDLの検索回数の推移



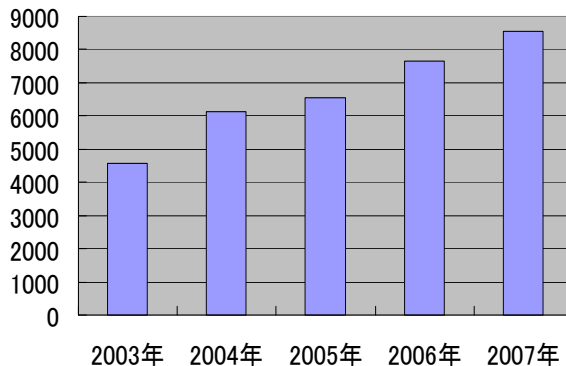
出所:特許庁「特許行政年次報告書 2008年度版」

図表50:2008年6月の料金改正に関する権利を10年間維持した場合の特許・商標関係料金比較

	旧	新 (2008年6月以降)
特許	49万円	44万円
商標	13万円	7万円

※特許については出願料、審査請求料、特許料、商標については、出願料、設定登録料をもとに計算
出所:第12回産業構造審議会知的財産政策部会(2008年1月)資料「特許関係料金の見直しについて」に基づき作成

図表51:特許の早期審査申立件数の推移



出所:特許庁年次報告書に基づき作成

図表52:日米欧における特許取得から維持までに係る料金

	日本	米国	欧州(注3)
出願料	16,000円	\$1,167.4 (138,675円)	€ 132.5 (21,119円)
付加料		公開手数料 \$300 (35,637円)	調査料 € 250 (39,848円)
審査請求料	200,200円		€ 333.8 (53,196円)
その他			指定料 € 80 (12,751円) 権利維持料(注4) € 206.3 (32,874円)
権利取得に必要な費用	216,200円	\$1,467.4 (174,312円)	€ 1,002.5 (159,788円)
権利維持に必要な費用(特許料等)	168,990円	\$4,730 (561,877円)	€ 3,130 (498,891円)
合計	385,190円	\$6,197.4 (736,189円)	€ 4,132.5 (658,679円)

(注1)この表の通貨換算率は、日本銀行が公表している外国為替相場状況(平成18年10月~平成19年9月の平均値)を使用。(1\$=118.79円,1ユーロ=159.39円)

(注2)日米欧のそれぞれの平均的な出願で試算

(請求項数:日:7.9項(2006) 米:20.6項(2005) 欧:18.0項(2005))

平均維持期間は9年

(注3)欧州はEPOに指定国4(独、英、仏、伊)として出願され、EPOにて審査を行い、権利取得後はドイツ特許庁へ年金を支払うことを仮定した。

また、EPOへ支払う金額は総額を指定国数4で割り算出した。

(注4)EPOに支払う権利維持費用は、出願から権利設定までに平均4.3月かかっていることから、第3年、第4年分を支払うと仮定した。

出所:第11回産業構造審議会知的財産政策部会(2007年10月)資料「特許料金の見直しの検討について」(特許庁作成)

図表53:外国での特許取得に要する費用(1ヶ国あたり)(再掲)

	全体費用	うち国外代理人費用(上段) うち翻訳費用(下段)
パリルート	131万円	71万円 35万円
PCTルート	109万円	56万円 26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。「PCTルート」とは、特許協力条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出願するルート。※上記費用はアンケート調査で回答された費用の平均値(翻訳費、代理人費用、出願料等)。
PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用。

出所:(社)日本国際知的財産保護協会「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」(2008年9月)

(留意)一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1ヶ国あたりの費用は少なくとも言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。

図表55:おおよその弁理士費用の日米比較

	日本	米国
特許出願時	42万円	10,000ドル 又はそれ以上
拒絶理由通知対応時	13万円	2,000ドル 又はそれ以上

※日本の費用は、日本弁理士会アンケート結果(2003年)に基づき作成。「特許出願時」費用は、明細書15頁、請求項5項、図面5枚、要約書1枚の場合の手数料平均値と謝金平均値の合計。「拒絶理由通知時」費用は、補正書作成手数料平均値、意見書作成手数料平均値の合計。

※米国の費用は、米国知的財産権法協会(AIPLA)のホームページ上に2005年度に掲載された記事に基づく。
(留意)実際の弁理士費用は、明細書頁数、請求項数等に応じて異なる。

＜①外国における対策＞

○海外における模倣品・海賊版の被害実態

- ・世界全体の模倣品・海賊版の国際貿易額は2,000億ドルと推計(2005年OECD調べ)。
- ・世界全体の模倣品の年間取引額は5000億ユーロ(約80兆円)以上との推計(2004年第1回世界模倣品海賊版撲滅会議(インターポール・世界税関機構共催))も存在し、不正薬物の市場規模と比較しても大きい(2003年の世界の不正薬物小売市場は3,216億米ドル(約32兆円)と推計(2005年国連薬物犯罪事務所「世界薬物報告書」)。
- ・中国、台湾、韓国、タイの4か国・地域における模倣・海賊行為による日本企業の被害額推計値は、利益ベースで1.2兆円、売上高ベースで17.9兆円(2004年特許庁調べ)。
- ・2003年度以降減少していた模倣被害率が2006年度は23.0%となり、前年度より1.0%増加(特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」)

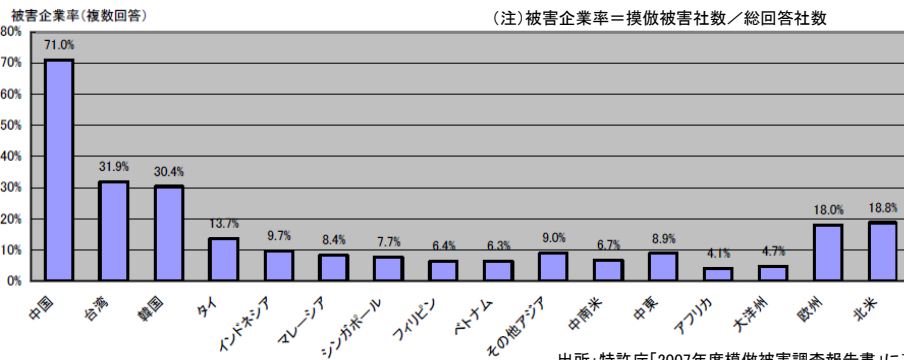


図表56: 海外における被害の増減傾向

※数値は、国・地域別の製造、経由、販売・消費のいずれかの被害を受けた企業の比率。複数回答。

出所: 特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

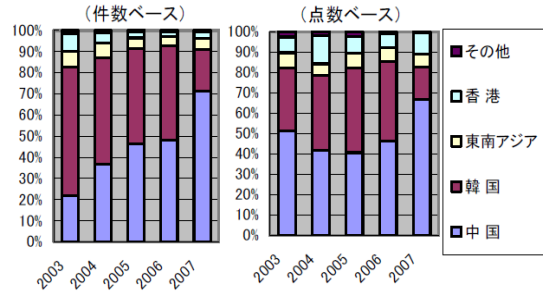
図表57: 模倣被害を受けた国・地域(2006年度)



(注)被害企業率=模倣被害社数/総回答社数

出所: 特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」に基づき作成

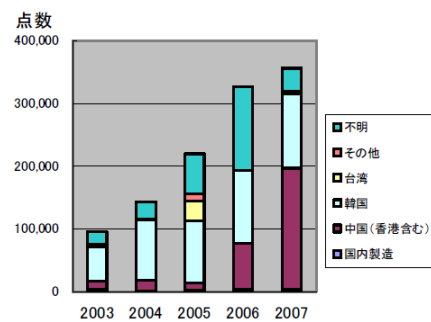
図表58: 税関における仕出国別の知的財産侵害物品差止実績



(注) 東南アジア=タイ、フィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシア(件数ベースのみ)、シンガポール(点数ベースのみ)

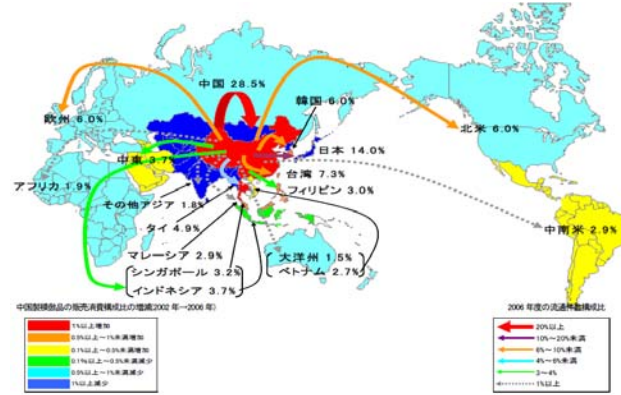
出所: 財務省「平成19年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」(財務省関税局)に基づき作成

図表59: 警察等における偽ブランド品仕出国別押収推移



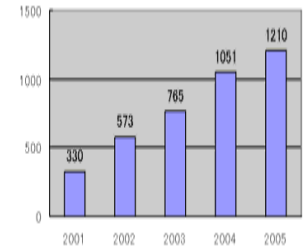
出所: 警察庁「平成19年中における生活経済事犯の検挙状況について」に基づき作成

図表60: 中国で製造された日本企業の模倣品の流通経路(2006年)



※ 流通件数構成比: 中国製のうち販売消費国・地域ごとの被害回答社数/全販売地域国・地域合計
出所: 特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

図表61: 中国の税関における知的財産権侵害事件の摘発件数

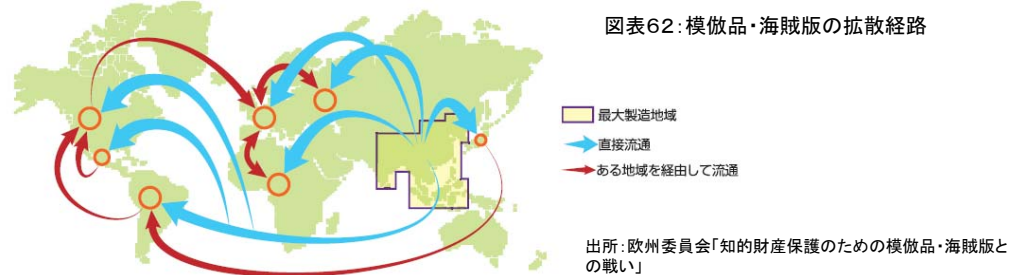


出所: JETRO北京センター資料に基づき作成

○模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)

- ・2005年度のG8グリーンイグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣(当時)から模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の必要性を提唱。2007年10月に日米欧等から、協議開始の報道発表を実施し、2008年6月から条文案をベースとした交渉を開始。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミット首脳宣言に、本条約の実現に向けて交渉を加速化し同年末までの交渉完了を追求する旨を明記。

図表62: 模倣品・海賊版の拡散経路



出所: 欧州委員会「知的財産保護のための模倣品・海賊版との戦い」

○官民の取組

- ・2002年度以降、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを定期的に派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請。2007年度にインド、2008年度にUAE・サウジアラビアに初めて官民合同ミッションを派遣し、知的財産権に係る問題について協議。
- ・日中経済パートナーシップ協議等、二国間ベースで閣僚レベルによる模倣品・海賊版対策強化等の要請(2003年度以降)。
- ・2004年度までに在外公館向けに知財権侵害対応マニュアルを作成し、また、すべての在外公館に知財担当官を配置。
- ・2005年度、民間からの申立てに基づき外国における侵害状況を調査し、必要に応じて政府間協議等を行う制度(侵害状況調査制度)を導入。
- ・コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の制定したコンテンツ海外流通マーク(CJマーク)を活用し、中国、香港、台湾を対象に現地政府・当局取締機関と共同で取締活動を実施。2005年度から2007年度までの間で455万枚の海賊版を押収。

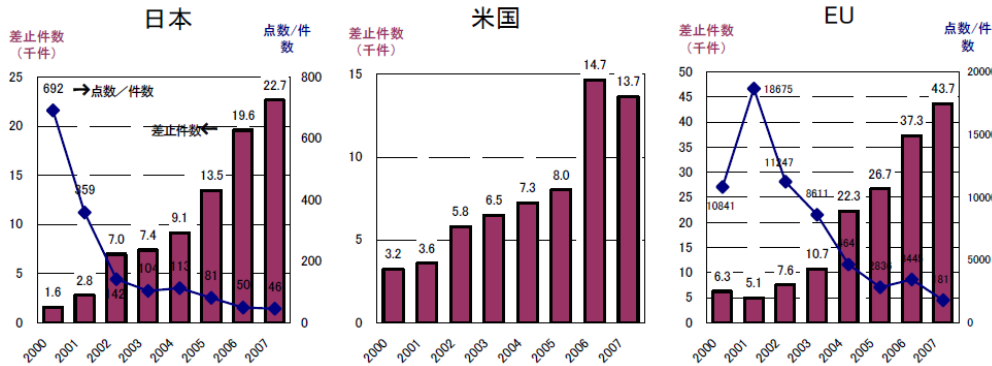
○アジア諸国・地域への協力

- ・アジア諸国・地域を対象(中国を重点対象)とした国・地域ごとの「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」を策定(2005年度)。

<②国内における対策(1/2)>

- ・知財侵害物品の輸入差止件数は年々増加、2007年には過去5年間で3倍以上の伸び。輸入差止額は年間約385億円と推計(2007年)。
- ・特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権の侵害物品並びに不正競争防止法違反物品につき、輸入差止申立制度を導入(2003年度から順次)。
- ・法律的・技術的専門性を伴った侵害判断のため、関係行政機関及び専門委員(学識経験者)への意見照会制度を導入(2003年度から順次)。
- ・認定手続において税関が侵害物品の見本を権利者に提供し検査させることができる「サンプル分解制度」を導入(2005年度)。
- ・税関が知的財産侵害物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続をとるよう通達に明確化(2006年度)。
- ・輸出取締制度(2006年度)、通過取締制度(2008年度)を導入。

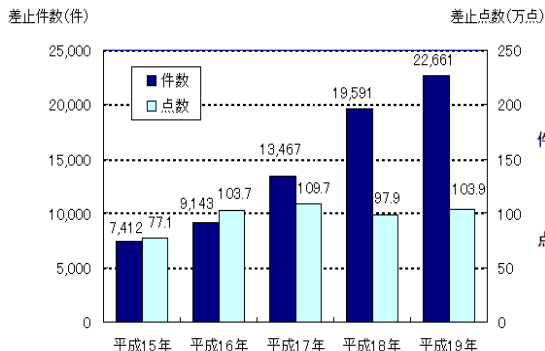
図表63: 水際での没収・差止実績の推移(日米欧比較)



(資料) 日本は、財務省発表「知的財産侵害物品の差止状況」をもとに作成。米国は、税関・国境保護局公表「TOP IPR SEIZURES」をもとに作成。押収点数については不明。なお、件数ベースでは2007年では減少しているものの、金額換算ベースでは、155百万ドルから197百万ドルに増加している。EUは、欧州委員会税関・関税同盟総局公表の「模倣品・海賊版: Statistics recorded at the external borders of the EU」をもとに作成。2001年の1件あたりの点数が突出しているのはオランダで差止点数が一時的に急増したため。なお、EUの特徴としてたばこ商品の侵害物品の押収量が半数以上を占めている。

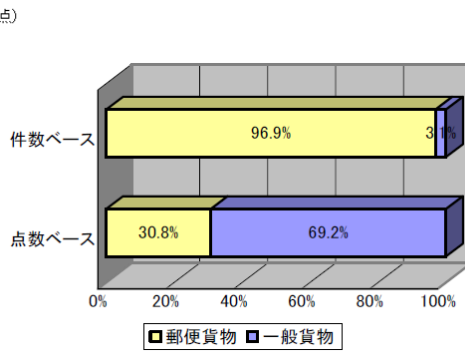
出所: 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」2008年6月

図表64: 知的財産侵害物品の輸入差止実績



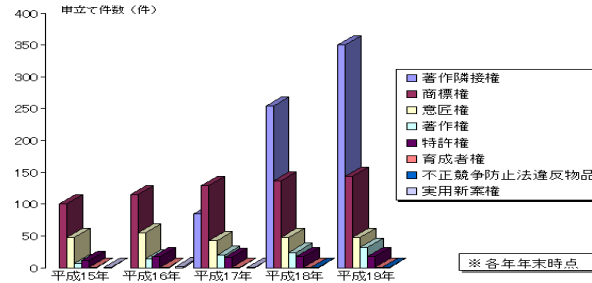
出所: 財務省「平成19年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」に基づき作成

図表65: 輸送形態別差止実績(2007年)



出所: 財務省「平成19年における知的財産侵害物品の差止状況」に基づき作成

- ・認定手続の簡素化の観点から、一定期間内に輸入者から何ら意思表示されない場合、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みを導入(2007年度)。
- ・差止申立手続の簡素化の観点から、いずれかの税関が差止申立書を受理した場合、すべての税関で受理したこととして取り扱うことを可能とする制度を導入(2008年度)。
- ・税関の知的財産専任職員を増員(2003年度40名→2008年度77名)。

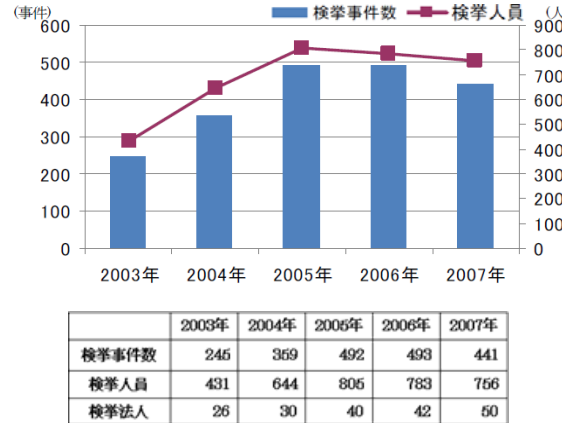


図表66: 輸入差止申立て件数の推移

出所: 財務省「平成19年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」

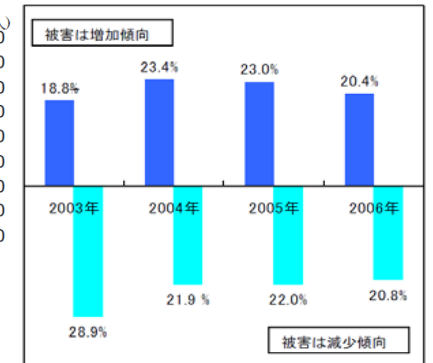
- ・知財権侵害事犯による検挙件数は年々増加、2006年には過去5年間で倍増。近年は緩やかな減少傾向。
- ・特許権、商標権、営業秘密、著作権、育成者権等の侵害に関して、刑事罰の上限を引き上げ(2006年度以降順次、特許の場合:10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科、法人処罰に係る罰金刑を3億円)。
- ・不正競争防止法を改正し、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用(2005年度)。
- ・上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が施行(2007年度)。
- ・国内での取締強化のために、商標権侵害真贋予備鑑定員制度(警視庁管内に160名、神奈川県警管内に5名:2008年7月時点)、品種保護対策役(農林水産省に16名:2008年4月時点)を導入。

図表67: 知的財産権侵害事犯による検挙実績



出所: 警察庁「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて」に基づき作成

図表68: 国内における被害の増減傾向

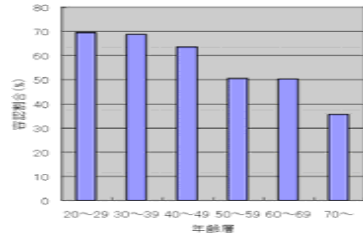


出所: 特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」

<②国内における対策(2/2)>

・関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施(2003年度～)。その他にも各省庁においてポスター等による広報啓発活動を実施。

図表70:「ニセモノ」購入容認割合(年齢層別)(2008年)



図表72: 模倣品・海賊版撲滅キャンペーンポスター



出所: 特許庁HP

図表73: 警察庁・不正商品対策協議会ポスター



出所: 不正商品対策協議会HP

図表74: 財務省税関ポスター

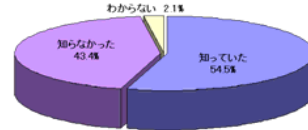


出所: 財務省HP

図表69: 「ニセモノ」購入についての認識

	2004年	2006年	2008年
どんな理由でも購入すべきではないと思う	39.6%	47.4%	39.9%
正規品より安いので、購入するのは仕方がないと思う	29.9%	29.8%	27.3%
正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う	10.3%	9.8%	7.5%
公然売っているので、購入しても仕方がない(よい)と思う	6.7%	5.6%	17.6%
その他・わからない	13.6%	7.5%	7.6%

図表71: 政府の啓発活動の認知度(2008年)



出所: 内閣府「特別世論調査」に基づき作成(図表51~53)

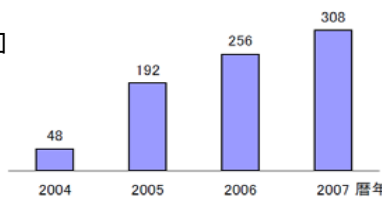
○模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議の設置

・関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議を設置(2004年7月)。これまでに5回の会合を開催し、相談対応体制、模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)構想に向けた基本方針等を決定。

○政府模倣品・海賊版対策総合窓口の設置

・政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を経済産業省製造産業局に開設(2004年度)。2007年末までに相談件数は804件。

図表75: 政府模倣品・海賊版対策総合窓口相談件数の推移



出所: 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」2008年6月

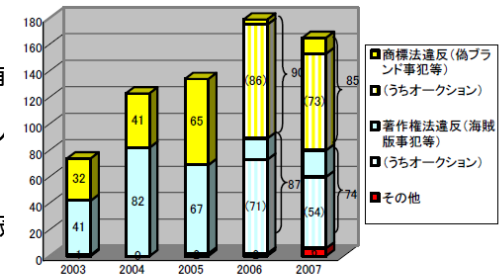
<③インターネットにおける対策強化>

・模倣品・海賊版のネット利用事犯の検挙数は年々増加、近年は横ばい。模倣品の発見契機としては、ネット事犯が店頭事犯を上回っている(2006年)。

○ネットオークション対策

・ネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるため、2005年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」を構築。
 ・2005年度、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立。同協議会により官民が連携してとるべき対策を提言した報告書(2006年度)、2007年度活動報告が公表(2008年度)。
 ・上記対策の結果、ネットオークション事業者に対する権利者からの削除要請件数が年々減少。

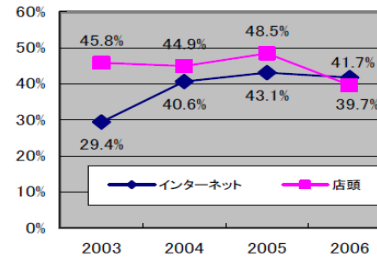
図表76: インターネット利用検挙事犯推移



(資料) 警察庁「平成19年中における生活経済事犯の検挙状況について」をもとに作成(オークション件数データは2006年から公表)

出所: 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」2008年6月

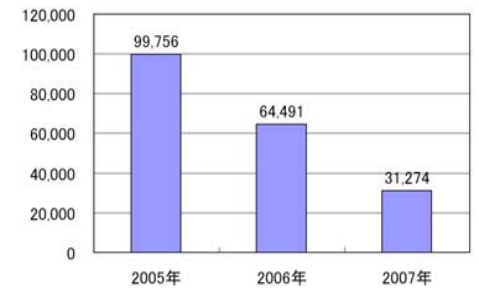
図表77: 模倣品発見の契機



(資料) 特許庁「模倣被害調査」をもとに作成
比率=方法別発見社数/国内販売被害回答社数

出所: 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」2008年6月

図表78: インターネットオークションに関する権利者からの削除要請件数

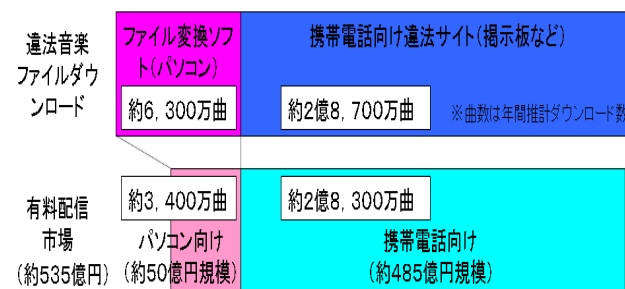


出所: 「平成19年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書」

○ファイル共有ソフト対策等

・2008年5月、著作権団体と電気通信事業者が共同・連携して著作権侵害対策活動を検討する場として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を設立。
 ・2008年6月、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)と政府が合同で訪中ミッション(北京、上海)を派遣し、インターネット上における著作権侵害の違法アップロード問題の改善について、中国政府に申し入れるとともに、業界団体等と意見交換を実施。

図表79: 違法音楽ダウンロードと有料配信市場の対比



図表80: Winnyによる被害実態調査

Winnyによる被害相当額は推計約100億円(音楽ファイル4.4億円、コンピュータソフトウェア等95億)。
 ※2006年、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会及び(社)日本音楽著作権協会がネットワーク巡回による調査を実施。被害相当額は、調査を行った6時間における流通量から推計したもの。

出所: コンピュータソフトウェア著作権協会資料に基づき作成

出所: 日本レコード協会2006年11月調査に基づき作成

＜①企業の知財戦略の高度化＞

○企業における取組の強化

- 知財戦略、事業戦略、研究開発戦略の三位一体による経営戦略を推進すべく知財担当役員(CIPO)の設置を奨励(2006年度～2008年度)。
- 企業の知財戦略策定に資するよう「知財戦略事例集」及び「知的資産経営マニュアル」を公表(2007年度)。「知財戦略事例集」において、三位一体の取組事例や知財担当役員(CIPO)の設置事例等を公表。
- 特許庁幹部(長官・特許技監・特許審査部長)等と企業経営層・知財責任者等との意見交換会を約100回/年実施することで、企業における知財の意識向上を推奨した(2003年度以降)。
- 移転価格税制上の運用の明確化を図るため「移転価格指針(事務運営指針)」及び「参考事例集」を公表(2007年度)。これらの指針等に基づいて適正な取引を促すとともに、適正な独立企業間価格について税務当局に事前確認する「事前確認手続」の周知を図り、企業等の利用を促した。
- 知財関連情報の開示を促進するため、「知的財産情報開示指針」(2004年度)、「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年度)を公表。
- 知財報告書、アニュアルレポート、知的資産経営報告書等(以下、知財報告書等)の開示状況は以下のとおり。

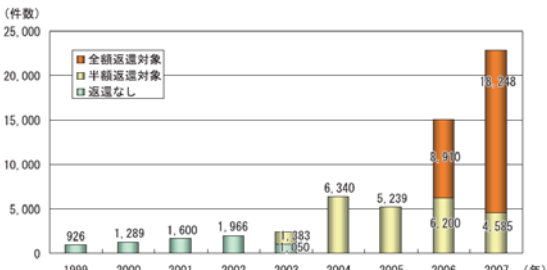
図表82: 知財報告書、知的資産経営報告書等の開示件数

年度	2004年	2005年	2006年	2007年
作成企業	13社	22社	61社	84社

出所: 経済産業省調べ

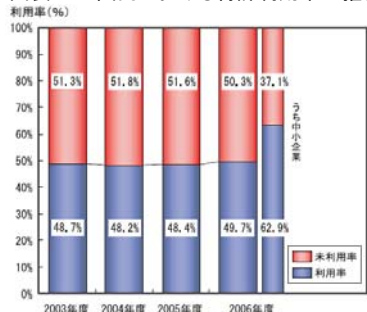
- 定期的な棚卸しの推奨や保有資産の再評価を奨励(2007年度～2008年度)。
- 一次審査着手前の出願の取下げは2004年度以降から大幅に増加。
- 2003年度から2006年度の特許権の未利用率は、概ね50%で推移。

図表83: 一次審査着手前の出願取下げ・放棄の件数推移



出所: 特許庁行政年次報告書 2008年度版

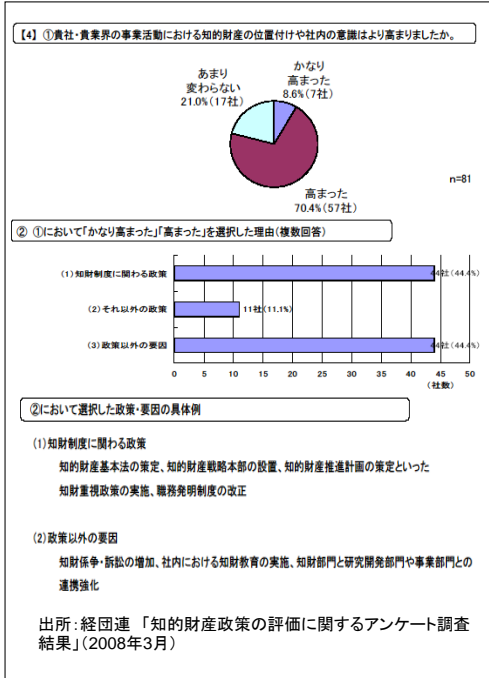
図表84: 国内における特許利用率の推移



	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
国内特許所有件数(件)	990,272	996,417	1,015,183	1,036,868
うち利用件数	48.7%	48.2%	48.4%	49.7%
うち未利用件数	51.3%	51.8%	51.6%	50.3%

出所: 特許庁行政年次報告書 2008年度版

図表81: 経団連アンケート調査



＜②知財を活用した事業活動の環境整備＞

○技術移転・特許流通の促進

- 知財流通と知財を活用した資金調達の実態について国内外の調査結果を取りまとめた「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」を公表(2007年度)。
- 特許法73条等の共有の規定が特許流通・技術移転の阻害要因となりうるかどうか等の現状について調査・分析を開始(2008年度)。
- 農林水産分野の知財の流通等を促進するため、「農林水産知的財産ネットワーク」を構築(2008年度)。

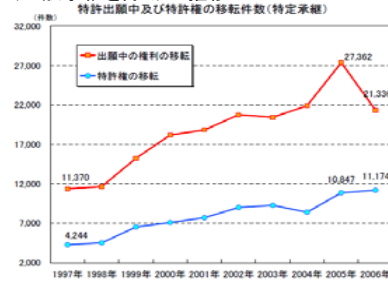
○技術移転・特許流通データベース

- 工業所有権情報・研修館(INPIT)の特許流通促進事業について、2008年3月末までに延べ954名の特許流通アドバイザーが派遣され、10,672件の契約が結ばれた。2007年末時点の経済インパクトは2,674億円(INPIT試算)。
- 特許流通データベースに登録された特許件数は、2007年度に52,287件。
- 科学技術振興機構(JST)の特許情報(出願から1年半未満の未公開特許情報を含む)データベース(J-STORE)に登録された特許件数(公開、未公開、外国特許を含む)の件数は、2007年度に13,638件。

○権利の移転の推移

- 出願中の権利の移転、特許権の移転件数(相続・合併等の一般継承を除く)も増加傾向。1997年度に特許権の移転件数は4,244件であったが、2006年度には約3倍の11,174件まで増加。

図表88: 特許を受ける権利、特許権の移転件数(一般継承を除く)の推移



出所: 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会 通常実施権等登録制度WG報告書

○ライセンス保護の強化

- 特許権等に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度を導入する「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立(2007年度)し、2008年10月から施行。
- 通常実施権等に係る登録事項の開示を一定の利害関係人へ限定する等の改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」が成立(2008年4月)。

図表85: 特許流通データベースに登録された特許の推移

年度	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
登録数	55,639	58,001	58,571	58,643	52,287

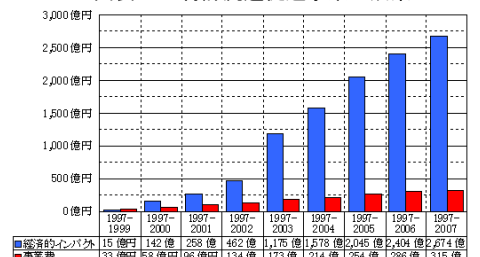
出所: 特許庁調べ

図表86: J-STOREに登録された特許等の推移

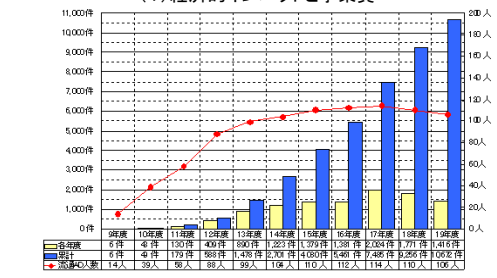
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
未公開特許	1,205	1,461	1,410	1,181	936
公開特許	4,247	6,682	8,300	9,721	11,996
外国出願特許		213	469	578	737
合計	5,452	8,356	10,179	11,480	13,669

出所: 文部科学省調べ

図表87: 特許流通促進事業の成果



(1) 経済的インパクトと事業費



(2) 特許流通アドバイザーの支援による契約件数推移

出所: INPITホームページ

図表89: 通常実施権の登録率

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
実施許諾件数	101,018	1,210	7,990	54,395
現存登録件数	1,315	29	74	1,700
登録率(%)	1.3	2.4	0.9	3.1

(資料) 実施許諾件数: 特許庁平成18年「知的財産活動調査報告書」(推計値)

現存登録件数: 特許庁調べ(平成18年)

出所: 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度WG報告書(2008年)

3. 知的財産の活用 (1) 知的財産の戦略的活用 (2/2)

○知財ファイナンスの強化について

- 信託業法を改正し、知財権が受託可能財産として追加(2004年度)
- 知財信託制度のメリットや事例を公表(2006年度)
- グループ企業内信託の申請書類のサンプルをWebサイト上で公表(2007年度)

図表90: 知財信託の登録件数の推移

	2005年	2006年	2007年
特許権	394	4	18
実用新案権	9	0	1
意匠権	11	8	347
商標権	39	2	144

出所: 特許庁行政次報告書 2008年度版

- 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベースで210億円、件数ベースで310件(2008年3月末)。
- 日本貿易保険の知財権等のライセンス保険の引き受け数は59件(2008年3月末)。
- 特許を受ける権利の移転(出願中の特許の移転)の増加に伴い、知財を活用した資金調達を促進するため、特許を受ける権利を質権の目的とすべきか検討を開始(2008年度)

<③知財の公正な活用の促進>

○正当な権利行使の在り方について

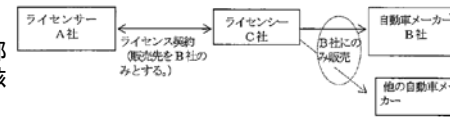
- ソフトウェア分野におけるイノベーションを促進する観点から、経済産業省はソフトウェアの知的財産権の在り方や産業側の対応について検討を行い、ソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理の適用解釈について取りまとめ、「電子商取引及び情報取引等に関する準則」を公表(2006年度)。
- 知財戦略本部「知的財産による競争力強化専門調査会 情報通信PT」において、パテント・トロール対策を含む正当な権利行使の在り方について議論し、報告書を公表(2007年度)。
- 特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」において、パテント・トロール問題に対する政策提言を公表(2008年8月)。2008年10月以降に「産業の発展を阻害する可能性のある権利行使への対応策に関する調査研究会」を設置し、2008年度中にガイドライン又は検討報告書を取りまとめる予定。

○独占禁止法と知財関連法の関係について

- 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表(2005年度、2007年度改定)。
- 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を公表(2007年度)。
- 知財分野における独禁法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足。また、知財分野において2002年4月から2008年3月末まで勧告3件、警告1件。
- 「独占禁止法に関する相談事例集」を毎年公表。知財に係る相談事例が平成16年度、平成17年度、平成19年度版にそれぞれ掲載されており、各事例の概要は下記のとおり。

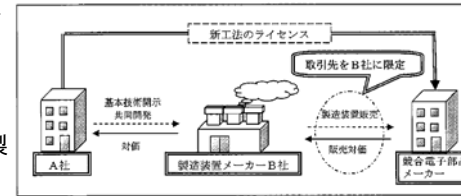
●事例1 (平成16年度): 特許ライセンス契約における販売先制限

自動車メーカーが、部品メーカーに対してある自動車部品に係る特許をライセンスするに当たり、契約書に当該特許技術を用いた製品の販売先を特定の自動車メーカーに限定する条項を設けることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例



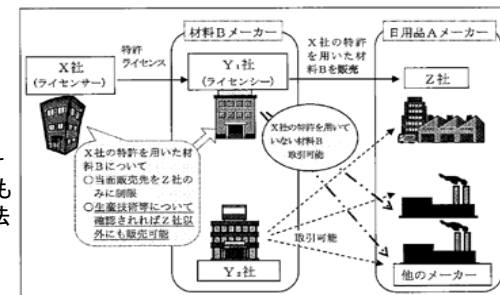
●事例2 (平成17年度): 特許・ノウハウライセンス契約に伴う使用装置の制限

電子部品メーカーが、自ら開発した電子部品の製造方法に関する製法特許及び技術ノウハウについて、競合する電子部品メーカーにライセンスする際、当該製法特許に基づく電子部品の製造に特定事業者の製造する製造装置の使用を義務付けることが、直ちに独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例



●事例3 (平成19年度): 特許製品の販売先の制限

ライセンサーがライセンシーに対して、ライセンス技術を用いた製品の販売先を制限することは、その理由、制限内容等から公正な競争を阻害するものとは認められない場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものでないとして回答した事例



○オープン・ソース・ソフトウェア、情報システムの信頼性向上に関するガイドラインの作成 (オープン・ソース・ソフトウェア関係)

- 「オープン・ソース・ソフトウェアの現状と今後の課題について」を公表(2003年度)
- 「オープンソフトウェアの法的諸問題に関する調査」を公表(2003年度、2005年度改定)
- 「ユーザ企業・自治体のためのオープンソースソフトウェア活用上の留意点」を公表(2003年度)
- 「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」(2004年度、2005年度改定)
- 「GNU General Public License version3 (GPLv3) 日本語訳」を公表(2007年度)(情報システムの信頼性向上関係)
- 「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」報告書-情報システム・モデル取引・契約書<第一版>(2007年度)、<追補版>(2008年度)を公表

図表91: 情報通信PT報告書

今後の取組としては、国内外の動向を踏まえつつ、権利濫用の法理や独占禁止法の適用等も視野に入れながら、例えば以下の観点を参照しつつ、適切な知的財産権の権利行使の在り方につき、様々な場で多角的な議論を深めるべきである。さらに、議論の進展等を視みつつ、適切な知的財産権の権利行使の在り方に関して、諸外国と連携して国際的な共通認識の確立を図ることも重要である。

- ＜権利濫用と公益性の観点＞
 - ①「準則」の考え方を参考に主観的態様や客観的態様(例えば、専ら不当な利益を獲得することを目的として権利行使する行為、製品を差止めする緊迫性が明らかに低いにもかかわらず差止め請求する行為、合理的理由なく高額なライセンス料を要求する行為等)
 - ②米国最高裁のeBay判決で示された4要件
 - ③独占禁止法上の考え方(例えば、外形上は正当な権利行使のように見えるが行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさ等から判断すると、知的財産制度の趣旨を逸脱又は同制度の目的に反するため独占禁止法違反であると認められる等)
 - ＜権利行使の相手先と実質的な被害の観点＞
 - ④黙示の許諾(例えば、部品の特許権に関して当該部品を製造販売する企業に権利行使せず、当該部品を組み込んだ最終製品を製造・販売する企業に対して権利行使する場合に、黙示的に実施を許諾していると考えられるか否か等)
 - ⑤事業者側の侵害の「過失の推定」を覆すことが可能か(例えば、特許権に係る部品等がブラックボックスであった場合、当該部品を部品メーカーから購入して最終製品を製造・販売する際に、最終製品を製造・販売する企業側に過失があると考えられるか否か等)

出所: 知的財産戦略本部 競争力強化専門調査会 情報通信PT報告書(2007年)

図表92: 特許庁政策提言

パテント・トロール問題への対応のためのガイドライン

＜概要＞

パテント・トロール問題がイノベーションを阻害する要因となっているとして、米国を中心に注目されてきている。パテント・トロール問題についてもその権利行使態様は様々であることから、パテント・トロールを一義的に定義することは困難であり、その対応については、知財制度のみならず民法上の権利濫用法理や標準化の観点等、多様な観点からの検討が必要である。

＜パテント・トロールの定義＞

パテント・トロールに関する用語の定義は、特許庁の調査報告書「パテント・トロール問題に関する調査報告書」(2007年)に示されている。本ガイドラインでは、特許権を行使して他者から高額なライセンス料を請求することを目的とする個人や団体等を指す用語を「パテント・トロール業者」と定義する。また、特許権を行使して他者から高額なライセンス料を請求する行為を「パテント・トロール行為」と定義する。本ガイドラインでは、パテント・トロール業者の行為が、他者から高額なライセンス料を請求する行為を「パテント・トロール行為」と定義する。

＜パテント・トロール問題への対応＞

パテント・トロール問題への対応は、特許権の行使に対する権利濫用法理の適用の考え方の明確化を図ることが重要である。本ガイドラインでは、特許権の行使に対する権利濫用法理の適用の考え方の明確化を図るためのガイドラインについて、その作成の必要性の有無も含め検討を行う。

● 検討の中心となるポイント

- 権利濫用(民法)
- 標準化(特許)
- 競争法(独占禁止法)
- 経済学
- 企業関係者

● 具体的検討内容

- 権利濫用法理適用の考え方の明確化
- 「電子商取引及び情報取引等に関する準則」(経済産業省 2006年3月)においてソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理適用の考え方が示されていないが、こうした権利濫用法理適用の考え方がソフトウェア以外の技術に係る特許権についても明確化するガイドラインの策定等について検討する。

＜スケジュール＞

2008年度以降に検討委員会を設置する。
2008年度中に検討委員会において、ガイドライン又は検討報告書を取りまとめる。

出所: 特許庁「イノベーションと知財施策に関する研究会」報告書(2008年)

<①産業界の意識改革>

○経営相当を対象とした啓発活動

●国際標準化に関する各種のシンポジウム、セミナー等を開催。

図表93:シンポジウム、セミナー等の開催状況

名称	対象	開催日時	開催場所
国際標準化官民戦略会議※1	企業トップ	H18.11	経済産業省
国際標準化セミナー ※1	企業経営者、管理者	H19.11	三田共用会議所
第1回事業戦略と標準化シンポジウム※3	企業経営者、管理者	H17.3	経団連会館
第1回事業戦略と標準化ミニシンポジウム	企業経営者、管理者	H18.1	経団連会館
第2回事業戦略と標準化シンポジウム	企業経営者、管理者	H18.3	経団連会館
第3回事業戦略と標準化シンポジウム	企業経営者、管理者	H19.3	経団連会館
第4回事業戦略と標準化シンポジウム	企業経営者、管理者	H20.6	経団連会館

※1「国際標準化官民戦略会議」

企業経営者の国際標準に関する理解増進を図るため、経済産業大臣と企業トップが出席のもと開催。

※2「国際標準化セミナー」(主催:経済産業省、共催:(社)日本経済団体連合会及び(財)日本規格協会)

経済産業大臣、アラン・プライデンISO事務総長や三菱電機(株) 野間口氏が出席。アラン・プライデンISO事務総長等の基調講演のほか、国際標準化の第一線で活躍する専門家からの事例紹介などを実施。

※3「事業戦略と標準化シンポジウム」(主催:経済産業省、共催:(社)日本経済団体連合会)

標準化経済性研究会(経済産業省委託事業)での取組を広く国民の皆様へ広報することを目的とし、当該研究会の成果報告(国際標準化に関する事例研究など)や産学官の有識者によるディスカッションを実施。

●事業戦略と標準化シンポジウム



出所: http://www.ipnext.jp/event/houkoku/houkoku_detail0326_01.html

●国際標準化セミナー



出所: http://www.team-ogiwara.net/archives/2007/11/post_313.html

- 経済産業省において、2006年より積極的に企業訪問を行い、国際標準化の取組について、120社以上に説明するとともに、企業経営層との意見交換を実施。
- 産学官連携推進会議(第7回)では、分科会において「国際競争力強化のための知財戦略」等について議論が交わされ、当初から世界標準を狙った研究開発を進める必要性が指摘された。

○標準化に関するアクションプランの策定

●日本経団連が「技術の国際標準化に関するアクションプラン」を策定(2007年)

「経営層を含め、国際標準化活動の重要性に関する理解の増進を図る」、「産業界における国際標準化への取り組み状況を把握する」等を当面取り組む主な事項としてとりまとめ。

●情報通信分野に関する標準化戦略及び標準化計画の策定((社)情報通信技術委員会)

情報通信分野の重点テーマについて中期標準化戦略及び標準化計画を毎年度策定。

●国際標準化アクションプランの策定及び改訂(日本工業標準調査会)

総論において国際標準化活動に係る各当事者の取組と期待される役割などを記載するとともに各論にて分野毎に具体的な国際標準化の重点テーマ等を選定し、短・中期的な計画をとりまとめた。

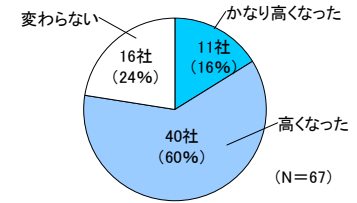
<①産業界の意識改革>

○標準化に関するガイドラインの作成など

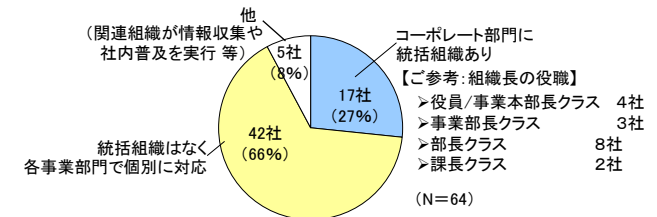
- 「事業戦略への上手な国際標準化活用のススメ」(2007年、標準化経済性研究会)
企業が国際標準化への取り組みの重要性を改めて認識し多様な国際標準化スキームを戦略的に活用することができるよう代表的な国際標準化事例等を整理。
- 「ICT国際標準化推進ガイドライン」(2008年6月、総務省)
企業、大学、政府関係機関など産学官の幅広い関係者、とりわけ企業経営層がその重要性に対する認識を高めることを主眼とし、標準化の事例のほか我が国の標準化活動強化に向けた産学官連携や欧米に対応するアジア連携等について記載。
- 「コンセンサス標準戦略-事業活用のすべて」(2008年)
多数の事例について標準化経済性研究会が分析した、標準化が事業に与えた影響を整理。「試験・検査方法標準の戦略的活用」、「国際標準化における競争と強調の戦略」や「コンセンサス標準における知的財産の役割」等に関する詳細な分析の結果を記載。

図表94:経団連アンケート調査

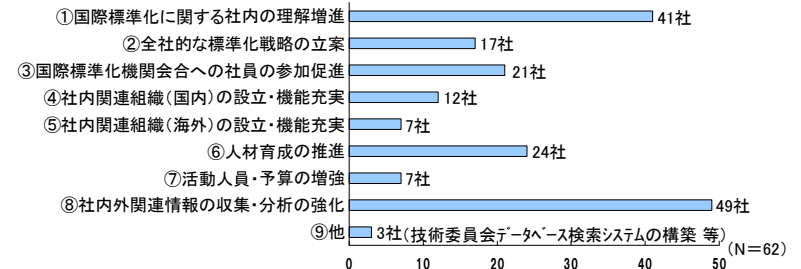
企業活動における国際標準化の重要性のここ数年での変化



国際標準化活動に関する組織体制



強化している/強化しようとしている取り組み



出所:(社)日本経済団体連合会アンケート(2008年3月 知的財産委員会)

<②我が国全体としての国際標準化活動の強化>

○政府による国際標準化に関する戦略等の策定

- 2006年、イノベーションの促進、国際競争力の強化及び世界のルール作りへの貢献を図るべく、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」を決定。
- 2006年、国際標準提案を積極的に行い、ISO等の関係委員会において我が国の発言力を高めるため、経済産業省は「国際標準化戦略目標」を掲げ、国際標準化活動への取組を抜本的に強化。
- 2008年、我が国のICT分野の国際競争力を強化するため、研究開発戦略、標準化戦略及び知的財産戦略を一体化した包括的な技術戦略を着実に実施していく必要がある等の認識の下、総務省は「我が国の国際競争力強化のためのICT研究開発・標準化戦略」を策定。
- 2008年10月、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定)」を改定し「研究者等の業績の評価」において、研究者の業績の評価の際には、「研究開発の実績に加え、…国際標準化への寄与等の関連する活動にも着目して評価を行う。」ことが明記された。
- 2008年、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を制定し、国が国際標準に関する国際機関への参画等国際標準への適切な対応に必要な措置を講ずることや研究開発法人、大学及び事業者が国際標準に関する専門的知識を有する人材の確保・育成等の国際標準への適切な対応に努めることが規定された。

○関係省庁の連携強化

- 2007年、「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」を設置・開催し、ISO、IECにおける新たな分野(教育サービスなど)を含め、国際標準全般について関係府省庁間の連携強化を推進すること及び定期的な開催を行うことを確認。

○海外の情報収集体制の強化

- 2005年より、経済産業省において、国際標準化に関する国際的な動向等の把握のため、在外公館等への赴任予定者を対象とした標準化に関する研修を実施(3回、約100名に実施)。

○研究開発と標準化活動の一体的推進

(産業技術総合研究所)

- 2004年7月、産総研は産学官連携推進部門に工業標準部を設置。
- 標準化ポリシーの制定及び改定を行った。「工業標準に係る産総研の役割」として「標準化を視野に入れた研究開発の推進」、「研究開発成果の普及に資する規格の作成」及び「国際標準化活動への参画」を明記。
- 平成13年度から平成19年度までの累計で47件の国際標準提案。
- ((独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO))
- 2005年7月に標準化担当主幹を設置、2006年1月に標準化・知的基盤グループを設置した後、2007年8月に標準化担当(他に知的基盤等も担当)統括主幹を設置。

- 研究開発プロジェクト終了後に個別に標準化を実施するフォローアップ型(平成19年度に18件)、研究開発プロジェクトと同時並行して標準化を実施する同時並行型(平成19年度に22件)の2つの類型により研究開発と標準化活動を一体的に推進。これらの取組に基づき、平成19年度中に4件の国際提案を行った。

(総務省)

- 戦略的情報通信研究開発推進制度(国際競争力強化型研究開発)により、我が国のICTの国際競争力を向上させていくため、国際標準となる可能性の高い技術など、将来的に国際市場の開拓が見込める技術の研究開発について研究資金を配分。当該研究開発の応募件数及び採択件数は右のとおり。

図表95: NEDOの研究開発と標準化活動の一体的推進



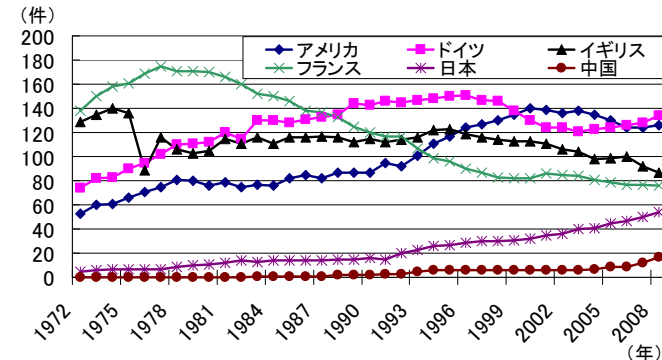
図表96: 国際競争力強化型研究開発採択等件数

H20年度		H19年度		H18年度	
応募	採択	応募	採択	応募	採択
20件	2件	17件	3件	17件	3件

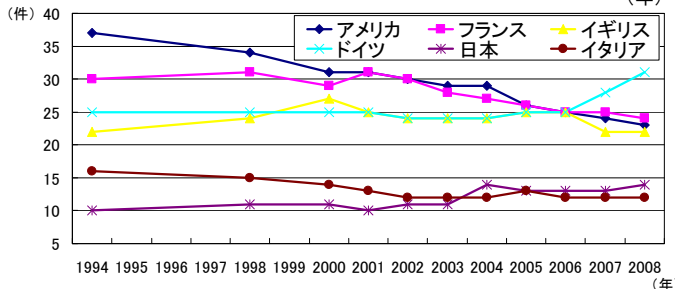
○国際標準化機関における議長・幹事等のポスト獲得

- 2007年10月のITU-R(国際電気通信連合 無線通信部門)総会において、標準化体制の見直しや各SG(研究委員会)の議長ポスト等の見直しが行われ、我が国は6つのSGのうち、1つのSGについて議長ポストを獲得し、2つのSGについて副議長ポストを獲得。
- 2008年10月のITU-T(国際電気通信連合 電気通信標準化部門)総会において、標準化体制の見直しや各SGの議長ポスト等の見直しが行われ、我が国は10のSGのうち、2つのSGについて議長ポストを獲得し、6つのSGについて副議長ポストを獲得。
- 2007年、ISO/IECにおける幹事国を新たに5件引受け(幹事国引受け数合計71件)。

図表97: ISOにおける主要国の幹事国引受け数推移



図表98: IECにおける主要国の幹事国引受け数推移



○国際標準化機関における国際標準案等の提案

図表99: ISO/IECへの提案件数推移(3カ年平均の推移)

	ISO・IEC (日本計)	ISO・IEC (総数計)	割合 (%)
2001-2003	63	714	8.8
2002-2004	71	700	10.1
2003-2005	86	619	13.9
2004-2006	94	765	12.3

図表100: ITU-Tへの提案寄書数の推移

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
ITU-TのSGにおける我が国提案の寄書総数の推移	47件	135件	202件	180件

※ITU-T: 国際電気通信連合 電気通信標準化部門
 ※SG: 研究委員会(Study Group)

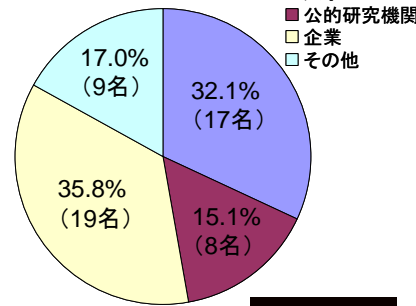
○ワンストップ窓口の整備

- 2005年、日本規格協会に「国際標準化支援センター」を設置。国際標準の獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受け支援、国際幹事・議長等の交流会、企業への情報提供、標準人材育成に関する取組が行われている。
- 2008年7月、(社)情報通信技術委員会、情報通信ネットワーク産業協会、(財)テレコムエンジニアリングセンター、(財)テレコム先端技術研究支援センター、(財)電気通信端末機器審査協会、(社)電波産業会、(財)日本ITU協会、(社)日本CATV技術協会の8団体で任意団体として「ICT標準化・知財センター」を設立。ICT分野の国際競争力を強化することを目標に、我が国における国際標準化・知財に関する様々な取り組み(国際標準化に関する普及・啓発、戦略策定及び人材育成)を統括する拠点として活動。



<③国際標準人材の育成>

図表 101: ISO議長担当者の所属分布



図表 102: 内閣総理大臣表彰副賞



図表 103: 「国際会議と国際交渉実践セミナー」



○大学・公的研究機関の貢献

- 我が国の国際標準化活動における大学・公的研究機関関係者の貢献は大きい。
- 我が国が獲得したISOの議長ポストのうち、約半数(47.2%)は大学・公的研究機関の関係者が担っている。

○顕彰制度の充実

- 標準化活動や適合性評価活動に関与し、顕著な功績のあった個人等に対する「経済産業大臣表彰」に加えて、国際標準化活動に率先して取り組み、その功績が極めて顕著な個人に対する「内閣総理大臣表彰」を創設。また、国際標準化活動関係者に対する「産業技術環境局長表彰」を新たに創設(2007年10月)。
- 国土交通省(鉄道技術標準化調査検討会)は、鉄道分野における標準化活動の重要性認識の増進を目的として、平成19年度から「標準化活動貢献者表彰」を実施。

○研修・セミナーの開催

- 国際電気通信連合(ITU)等における我が国からの出席者の活動強化を図るため、若手・中堅専門家を対象に「国際会議と国際交渉実践セミナー」を開催。
- ISO/IECにおける日本代表、TC/SCの議長・国際幹事等として活動している者を対象に国際標準化リーダーシップ研修を実施。
- ISO/IEC等における我が国の国際標準化活動において、国際標準原案作成に関わっている者等を対象に国際標準作成研修を実施。
- 「TC/SC 国際幹事」や「WG コンビナー」等の新任者を対象に国際幹事等実務者研修(ISOTCサーバー研修)を実施。

○学生等の教育

- 2006年から、経済産業省等から講師を派遣し、「身のまわりにある標準化」や「社会に役立つ標準」などをテーマとして小中高及び高専を対象に「標準化出前授業」を実施。これまで、10以上の小中学校、20以上の高校・高専において実施。

図表 104: 大学・大学院における特別講義等の例

情報通信システムの国際標準化の枠組みと現状	京都大学
情報通信分野における標準化戦略	中央大学
情報通信分野の標準化・知財戦略	早稲田大学
ビジネスソリューションとしての標準化	関西学院大学
イノベーションと標準化	東京工業大学
標準化人材育成講座	千葉大学

<④アジア等諸外国との連携強化>



- アジア・太平洋地域における人的ネットワークの強化や国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定(2007年)。
- 2007年のISO総会において、ISOにおけるTCの設置等について決定権を有するTMB(技術管理評議会)の常任国として日本が承認された。

図表 105: アジア・太平洋地域における会合の開催・参加状況

会合名	対象国	開催時期	開催場所
第30回PASC総会	アジア・太平洋諸国	H18.5	ケープタウン・南アフリカ
第31回PASC総会	アジア・太平洋諸国	H19.4	カルタヘナ・コロンビア
第32回PASC総会	アジア・太平洋諸国	H20.4	上海・中国
第5回北東アジア標準協力フォーラム	日本・中国・韓国	H18.11	海南島・中国
第6回北東アジア標準協力フォーラム	日本・中国・韓国	H19.11	淡路島・日本
第25回日韓標準化会合	日本・韓国	H18.12	東京・日本
第26回日韓標準化会合	日本・韓国	H19.12	釜山・韓国
日中標準化協力協議	日本・中国	H19.11	淡路島・日本

- ISOにおいてアクセシブルデザインに係る国際標準案5件を日中韓共同で提案(2007年)。
- 2008年4月よりIST/TC38(繊維)の国際幹事を中国と共同で引受け。
- NGNの国際標準化において、日中韓の研究機関のネットワークを国際回線で接続した実証実験環境を構築し、2008年3月より相互接続実験を開始。当該共同実験については、アジア発の国際標準化に向けて実験結果を踏まえた日中韓でのITUへの共同提案を実施予定。

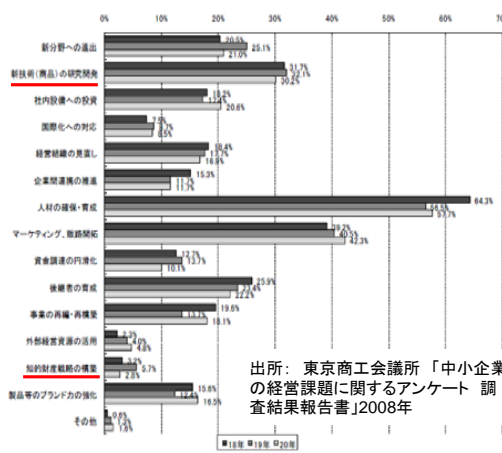
<⑤国際標準に関するルールづくりへの貢献>

- 産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 特許戦略計画関連問題ワーキンググループにおいて「標準に係る特許権について裁定通常実施権制度により対応することの是非」について検討され、「早急な結論は出すべきではない」との結論(2004年)。
- 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表(2005年)。
- 日本知的財産仲裁センターにおいて技術標準の必須特許に関する判定業務が開始された。現在、日本におけるデジタル放送規格(ARIB標準規格)及びデジタルケーブル放送規格について判定業務を行っている。
- 国際標準化機関における知財権のルールに関して日本から働きかけ、「ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー」及びそのガイドラインが策定。共通パテントポリシーについては2006年3月、ガイドラインについては2007年3月に運用開始。
- これにあわせて「特許権等を含むJISの制定等に関する手続」を2006年4月に改定。(現在、特許権等を含むJISは72規格で関連する特許権等は198本)。
- 「イノベーションと知財政策に関する研究会」(2008年、特許庁)において「標準化戦略の推進を支える知財システム」の必要性が提言され、「標準化戦略を推進していくためには、標準技術に関する権利の更なる質の向上を図ることや、標準技術に関する特許が円滑に利用される環境を整備することが重要」との指摘がなされた。
- 「標準化と知財に関する研究会」(経済産業省)では、RAND(Reasonable And Non-Discriminatory)に関する議論や標準と知財に関する問題の事例収集及び分析を行っている。

<①相談・情報提供機能の強化>

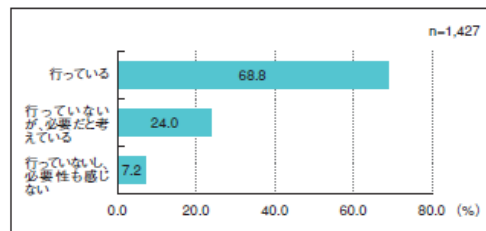
- 2006年度に全国の商工会・商工会議所に相談取次窓口である「知財駆け込み寺」が設置され、相談内容に応じた適切な支援機関や専門家に取り次ぐ仕組みを整備(約2500箇所)。2007年度の相談実績:3,118件)。また、知財駆け込み寺において研修会及び講習会を実施(参加者数は、2006年度:5511人(2006年度、2007年度:3311人))
- 産業財産権相談会(中小・ベンチャー企業等を対象とした産業財産権制度に関して指導・助言)の開催(2006年度:4474回、2007年度:4059回(2007年度))
- 料金減免制度を紹介したパンフレットを2005年から3年間で延べ約122万部配付。
- 中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、専門家(情報活用支援アドバイザー)の派遣等により特許電子図書館などを用いた特許情報の検索方法や活用方法の普及。(特許情報活用支援アドバイザー:54名、企業訪問回数:3,585回、2008年7月末時点)
- 2007年の弁理士法改正に伴い「弁理士ナビ」への掲載情報を拡充。ニーズに合った知財に強い弁理士を選ぶことができるよう「弁理士知財ネット」を設立(2005年度)、「弁理士情報提供制度」を導入(2007年度)。
- 下請取引に関する法令上の留意点や望ましい取引慣行等の知財に関する事例を提示した業界別ガイドライン(素材材、情報通信機器等10業種)を策定(2007年度)。

図表 106: 今後重視する経営課題(3年間の比較)



図表 107: 中小企業における知財意識

知財を意識した企業経営を行っているか



※調査対象: 広域関東圏1都10県に所在する、過去特許出願を行っている中小企業

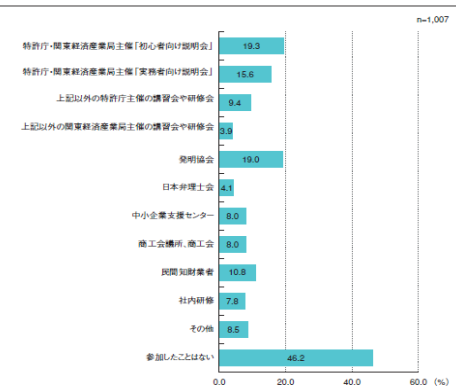
出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集」2008年

図表 109: 各種施策の利用状況等

施策	利用経験あり	知っているが利用経験なし	知らない	有効回答数
特許出願に関する先行技術調査の支援制度(特許庁、委託調査機関)	7.7%	25.4%	66.9%	974
審査請求料・特許料等の減免等措置(経済産業省・特許庁)	2.9%	22.1%	75.0%	969
早期審査制度・早期審理制度(特許庁)	5.9%	27.9%	66.2%	961
巡回審査・巡回審判(特許庁)	2.6%	9.2%	88.2%	961
テレビ面接審査(特許庁)	0.0%	7.8%	92.2%	952
研究開発・事業化の支援事業における特許取得関連費用助成(中小企業庁)	1.5%	26.8%	71.7%	965
出願アドバイザーによる出願手続等に関する指導・相談(発明協会)	9.2%	32.0%	58.8%	961
特許出願等援助(融資・給付)制度(日本弁理士会)	0.4%	17.3%	82.2%	963
地方自治体による特許取得費用の助成	1.5%	15.6%	83.0%	963

出所: (財)知的財産研究所「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会報告書」平成17年3月

図表 108: 参加したことのある知財に関する講習会、研修会



出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集」2008年

<②負担軽減に向けた取組の強化>

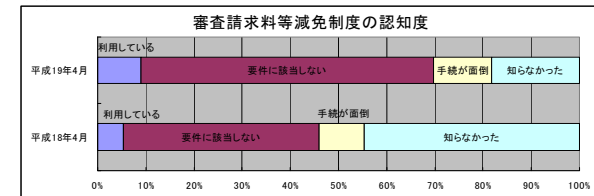
○特許の取得・維持の負担軽減策

- (料金の引下げ)
- 出願人間の費用負担の不均衡を解消し、適正な出願・審査請求を促進させるため、審査請求料の引上げ、特許料及び出願手数料の引下げを実施(平均的出願1件当たりの出願から権利維持に係る総費用を9万円程度減額)(2004年度)。
- 中小企業の負担感の強い10年目以降の特許料の重点的引下げを含む特許料の引下げ(平均12%の引下げ)及び中小企業等の利用割合の高い商標設定登録料等の引下げ(平均43%の引下げ)を実施(2008年6月)。
- (減免措置の対象拡大、手続の緩和)
- 特許料・審査請求料の減免対象の一類型である「研究開発型中小企業」の対象に、中小創造法認定事業、中小企業技術革新制度補助金(SBIR補助金)対象事業、及び中小経営革新支援法対象事業に関連した出願を行う中小企業を追加(2004年度)。
- 資力に乏しい法人の法人税非課税の確認書類である納税証明書等の原本について、当該証明書等の写しでも可とした(2005年度)。
- 研究開発型中小企業の資本金要件の確認書類として法人登記事項証明書のみを認めていたが、定款、財務諸表等も確認書類として認めるとともに、当該書類の写しでも可とした(2005年度)。
- 研究開発型中小企業の試験研究費等比率(3%超)の確認書類について、従来は試験研究費等が明記された財務諸表等(明記されていない場合は税理士等の証明書を添付)としていたものを、試験研究費等が明記されていない財務諸表等でも当該費用の内訳が財務書類で確認できれば可とした(2005年度)。
- 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定事業の成果に係る特許出願が料金軽減制度の対象となった(2006年度)。
- 資力に乏しい法人に対する減免措置の要件である「設立から10年以内」を撤廃(2006年度)。

(利用状況)

- 減免措置の利用実績は、2004年度は5,014件、2005年度は6,366件、2006年度は8,293件、2007年度は1,0148件であり、大幅に利用が拡大した。

図表 110: 減免制度の認知度



出所: 近畿知財戦略本部事業の一環として発明の日(4月18日)に実施された中小企業求職者に対するアンケート調査

○先行技術調査制度

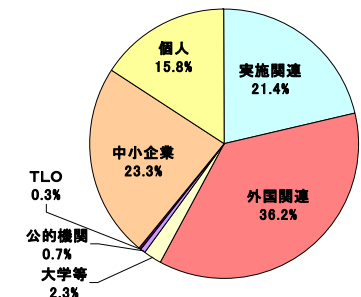
- 中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度を導入(2004年度)。
- 先行技術調査支援制度の利用実績は、2004年度は1,199件、2005年度は1,779件、2006年度は3,084件、2007年度は5,084件であり、大幅に利用が拡大した。

○早期審査制度

- 早期審査を受けることができる中小企業の範囲を拡大(2004年度)するとともに、中小企業が早期審査を申請する際の先行技術調査要件を緩和(2006年度: 中小企業については、必ずしも先行技術調査を実施する必要はなく、申請時に知り得ている先行技術を開示するのみで十分とした)。

早期審査 事情内訳

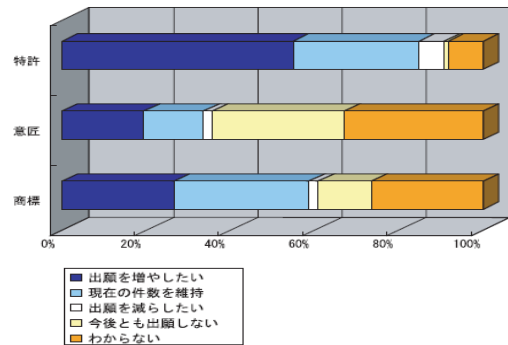
(対象: 2007年7月、10月、2008年1月、4月 計4ヶ月分: 3,029件)



○海外における支援

- スタートアップ支援事業について、2006年度に、外国出願をする場合の助成金額の上限の引上げを行った。外国特許申請等に係る案件の採択実績：41件(2006年度)、19件(2007年度)。
- 戦略的に外国出願を行う地域中小企業の海外展開を支援する都道府県等中小企業支援センター(岩手、愛知、福井、和歌山)の活動に補助金を交付(2008年度から)。
- 「平成18年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」において、中小企業の海外での知的財産権取得に要する費用を、中小企業技術革新制度(SBIR)の補助金交付対象とした。2007年度は89件の特定補助金のうち32件を国外知的財産権の取得に要する費用として交付。
- 海外で知財侵害を受けている中小企業を対象に、JETROの有する海外ネットワークを活用して現地における侵害調査を実施し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、販売状況等の情報を提供(2006年度:16件、2007年度:11件)。

図表111: 今後の外国出願の方向性



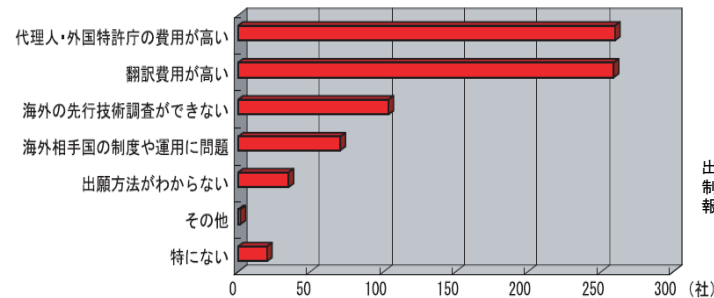
図表113: 外国での特許取得に要する費用 (1ヶ国あたり)

	全体費用	うち出外代理人費用(上段)	うち翻訳費用(下段)
パリルート	131万円	71万円	35万円
PCTルート	109万円	56万円	26万円

※「パリルート」とは、パリ条約に基づく優先権主張を伴いつつ各国に直接出願するルート。「PCTルート」とは、特許協力条約に基づく国際出願制度を利用して各国へ出願するルート。
 ※上記費用はアンケート調査で回答された費用の平均値(翻訳費、代理人費用、出願料等)。PCTルートについては、5カ国に出願した場合の1カ国あたりの費用。

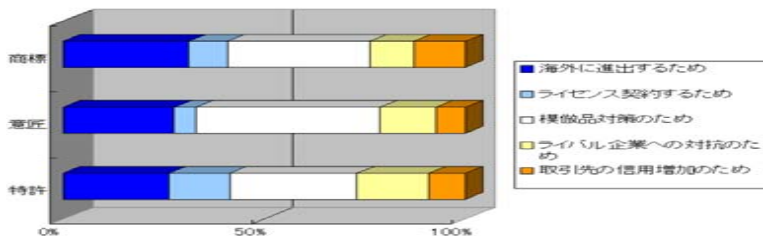
出所: 「国際出願費用の比較と我が国企業の出願動向」(平成20年9月16日、(社)日本国際知的財産保護協会)
 (留意)一般的に多くの国に出願する場合は、PCTルートの方が1カ国あたりの費用は少なくなると言われている。上記費用は、あくまでアンケート調査に基づくもの。実際の外国出願に要する費用は、請求項数、明細書数等に応じて、また、出願国数に応じて異なる。

図表112: 中小企業における外国出願の課題



出所: 「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書(2008.3)」

図表114: 外国出願の理由

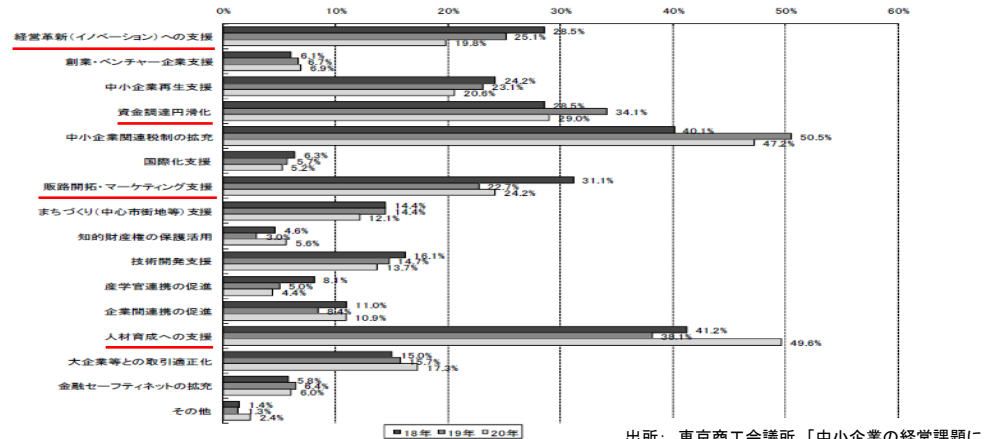


出所: 「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書(2008.3)」

< ③知財を活用した経営の促進 >

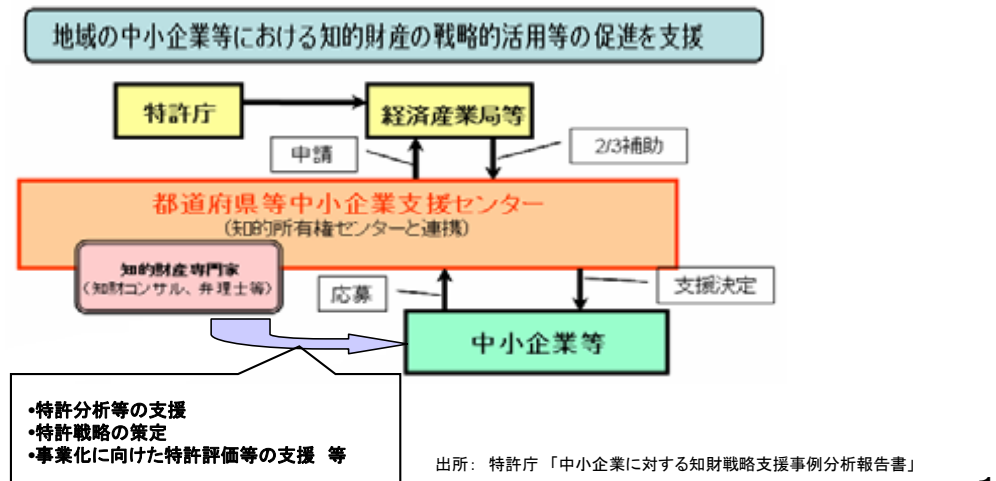
- 信託業法を改正し、知財権を受託可能財産として追加(2004年度)
- 日本政策投資銀行の知財担保融資の融資実績は、金額ベース210億円で件数ベースでは310件(2008年3月)。
- 知的資産経営報告書の開示件数:13社(2006年度)、20社(2007年度)
- 2000年度から、経営・財務・知財等の専門家を中小企業へ長期間継続派遣し、中小企業の経営課題や発展段階に応じたタイムリーなアドバイスを行う事業を実施。
- 2004年度から、知財の専門家やコンサルタントから構成されるチームを一定期間集中的に派遣する事業を実施(支援企業数:280社)。
- 2007年度から、上記事業に人材育成の観点も取り入れ、法律・技術・金融・販売等の専門家による支援チームを各地域で編成し、中小企業へ派遣し、中小企業の知財戦略策定に実践的に携わること等を通じて地域における知財戦略支援人材の育成を図る取組を実施(90人の専門家が参加)。

図表115: 今後強化すべき中小企業関連支援策(3年間の比較)



出所: 東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート 調査結果報告書」2008年

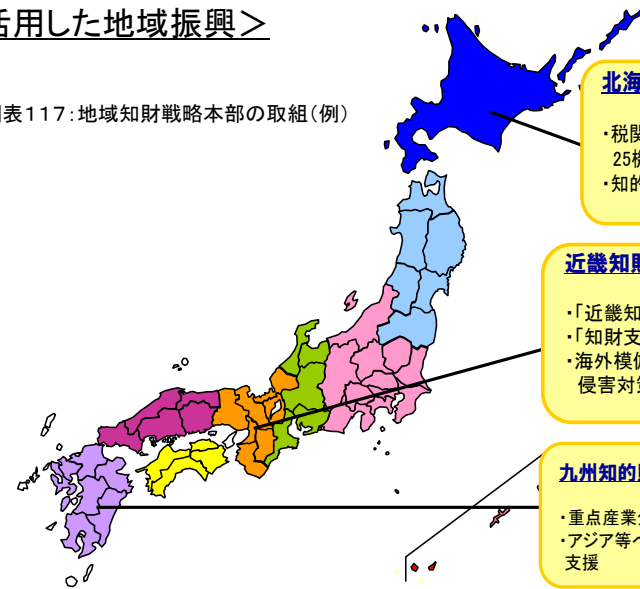
図表116: 地域中小企業知的財産戦略支援事業 スキーム図



3. 知的財産の活用 (4) 知財を活用した地域振興

<知的財産を活用した地域振興>

図表117: 地域知財戦略本部の取組(例)



北海道知的財産戦略本部

【本部長: 北海道知事、本部員22名】
 ・税関、警察、銀行協会、農協、商工会議所、商工会等25機関で構成。
 ・知的財産に関するワンストップサービスの実現
 (本部設置H17.7 当初計画策定H18.3)

近畿知財戦略本部

【本部長: 経済産業局長、本部員10名】
 ・「近畿知財塾」(知財担当者の勉強会)の開催
 ・「知財支援人材インターンシップ」の実施
 ・海外模倣品対策連絡会議の設置。
 侵害対策や海外模倣品対策における支援人材の育成
 (本部設置H17.5 当初計画策定H17.5)

九州知的財産戦略協議会

【本部長: 九州経済連合会会長、本部員19名】
 ・重点産業分野(バイオ分野、農林水産分野)への対応。
 ・アジア等への国際展開を図る企業の戦略的知財保護・活用を支援
 (本部設置H17.6 当初計画策定H17.6)

図表119: 地域団体商標の登録件数(平成20年11月末日)

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
12	3	5	4	5	6	3	2	1	8
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜
3	7	14	7	9	6	2	13	9	22
三重	富山	石川	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
10	6	25	11	6	54	8	23	9	10
鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	徳島	高知	愛媛	福岡
3	3	2	10	5	2	6	4	8	10
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	その他		
7	4	7	7	4	9	13	2		

出所: 特許ホームページに基づき作成

図表118: 知財分野における経済産業省と農林水産省との農商工連携(概要)

第1 農林水産関連の知的財産の保護・活用の基盤づくり

- <地方農政局・経済局の連携を通じた相談機能の連携強化>
- 全国の両省の地方局で、各々の専門を生かした相互補完相談システムの構築。
- <制度普及・啓発機能の強化>
- 各地域の実情にあわせたセミナー・無料相談会等を全国の地方局で共催。
- 中小企業向け審査請求前の技術調査支援(無料)を、農林水産分野でも活用。
- <知的財産人材の育成>
- 製造業等における知的財産流通に関する業務経験のある人材(特許流通アドバイザーとして、これまでに約200名の企業等のOB人材を活用)等、知財を活用する人材の育成のための研修ノウハウを、農林水産分野の知的財産人材育成のために提供。
- 弁理士が農林水産業や食品産業関係の知財関連知識を習得するための環境整備。
- <特許流通データベースの活用等>
- 農林水産・食品分野における知的財産の活用のために特許流通データベースを有効に活用した情報提供案について、共同で検討。
- 地域をまたいだ特許流通の促進について両省連携して検討(例: 北海道と島根県「保冷力抜群の段ボール箱」)。

第2 諸外国における知的財産の保護強化

- <知的財産分野における制度調和の推進>
- 知的財産分野における制度調和を実現するため、各国政府との交渉状況等に係る情報共有や連携強化。
- <模倣品問題の解決に向けた対応>
- 経済産業省が有するノウハウ、海外駐在員ネットワークを活用した模倣品対策への協力。
- 農林水産関係における模倣品被害の調査及びサポート。
- 各国政府への要請や協力提案等における情報共有・連携強化。
- 知的財産制度、模倣品問題の実態等に関する情報共有。

第3 地域団体商標制度の活用

- 地域ブランドを普及させるためのセミナー等により、両省連携していく。

第4 両省連絡会議の設置

- 知的財産分野における両省の連携を有機的に推進するため、連絡会議を設置。

出所: 特許行政年次報告書2008年版 19

○地域知的財産戦略本部

- ・2005年度に地域経済産業局ごとに全国9ブロックで「地域知的財産戦略本部」を整備し、地域の産業や大学の特性をいかした独自の「地域知的財産推進計画」を策定。

○地域における連携

- ・知的クラスター創成事業第I期(2002年度開始)を全国18地域で、第II期(2007年度開始)を全国9地域で実施。
- ・産業クラスター計画に基づき、全国で18のプロジェクトを実施(第I期: 2001年度~2005年度、第II期: 2006年度~2010年度)。
- ・「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が施行(2007年度)され、地域資源を活用した商品開発やマーケティングに対する支援を実施(2008年7月末時点で10,922の地域資源特定、428件の地域資源活用事業計画認定)。
- ・地域団体商標制度の導入(2006年度。2008年11月末時点で、409件登録)。
- ・農林水産物や食品の地域ブランド化に向けた一連の取組を一貫してアドバイスする専門家の招へい等、地域の取組への支援を2008年度から実施。
- ・「地域力連携拠点」(全国316箇所)等の関係機関が連携して、知財の事業化を図るための体制を構築(2008年度)。
- ・地域の基幹産業である農林水産業と知財の創造・活用との連携を促進するため、関係省庁が連携した取組(農商工連携)を開始(2007年度)。農林水産業者と商工業者等が連携して、それぞれの技術や特徴等を活用している先進的な取組を「農商工連携88選」として選定(2008年4月)。
- ・食品関連産業を始めとした企業立地の観点から農商工連携を支援する「農商工等連携促進法」及び「企業立地促進改正法」が成立(2008年5月)

○地方自治体の取組

- ・2007年度時点で、30都道府県が知財戦略を策定し、4県が策定中又は策定を予定(2004年度時点では、14都道府県が知財戦略を策定し、13県が策定中又は策定を予定)。
- ・2006年4月、鳥取県が全国に先駆けて、「鳥取県知財の創造等に関する基本条例」を策定。
- ・2007年度に、県等が主催又は共催するセミナー、シンポジウムが823回開催された。
- ・2007年度時点で、産業財産権取得に特化した助成措置を10県等(うち、外国出願に限定した助成措置は5都県)が保有している。また、技術開発等に関する補助金のうち、補助対象項目として産業財産権取得費等が含まれている補助金は、18県等の29事業(平成19年度)。
- ・2007年度時点で、知的財産権に関する融資制度を5道府県(北海道、栃木、埼玉、千葉、大阪)で実施。
- ・2007年度時点で、県等が保有する特許等を企業が実用化するため、あるいは特許を技術移転により実用化するための助成制度を実施している県等は8県(平成19年度)。
- ・2007年度時点で、知的財産に関する認定・表彰制度を有する都道府県は10県。横浜市の「横浜価値組企業」(知財を活用した経営の取組状況を評価)、大分県の「大分県ビジネスグランプリ」(保有知財も評価対象)は特に知財に焦点を当てた評価を行っている。
- ・2007年度時点で、19都道府県及び2市で「地域ブランド戦略」を策定済。地域ブランド戦略未策定の県等であっても、地域ブランド育成のための支援策に関しては30都府県5市で実施。

知的財産人材育成総合戦略

- 10年間の知財人材育成の方向性を示す「知財人材育成総合戦略」を策定(2005年度)
- 同戦略の第1期(2005~2007年度)の評価を実施(2008年3月)

評価の概要

- 人材育成の環境整備は進展、専門人材の数も増加。
- 「知的財産人材育成推進協議会」が創設され、研修機関間の情報交換を開始。

課題

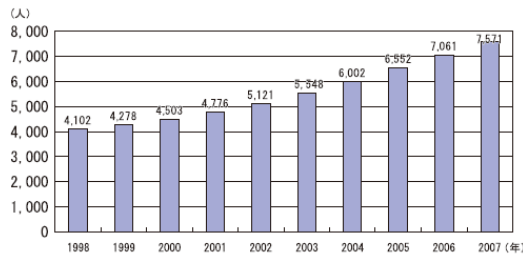
- 知財を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材が不十分。大学・TLOにおいて、技術移転を含めた知的財産関連業務を担当する者の育成が不十分。中小企業において、知的財産関連業務を担当する者が少ない。
- 国民の間の知的財産マインドの広がり不十分。

第2期(2008~2011年度)の重点戦略

- 知財専門人材は経営・事業に関する知見を習得。経営・事業戦略に携わる人材は知的財産マネジメントを習得。
- オープン・イノベーションに対応するため、技術移転等を活用した事業の活性化を総合的にプロデュースする人材を育成。
- 国民全体に知的財産マインドが広がるよう、各学校段階に応じた知財教育を更に推進。

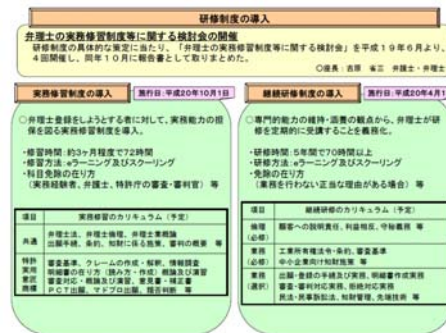
<① イノベーション創出に資する知財人材の育成(1/2)>

図表120: 弁理士数の推移



出所: 特許行政年次報告書2008年版

図表121: 弁理士の実務修習制度・継続研修制度



出所: 産業構造審議会第12回知的財産政策部会「新弁理士法施行に向けた取組状況」2008年1月

- 東京理科大学や大阪工業大学で知的財産専門職大学院が開設(2005年度)。修了生には社会人が多く(約6割)、大学院での教育が企業における実務で活用されている。

- 知的財産教育協会において、第1回の知的財産検定が2004年に実施。これまで12回実施され、申込者数の累計は約40000人。2007年10月の職業能力開発促進法施行令等の一部改正によって、厚生労働省所管の国家検定である技能検定制度において「知的財産管理」が対象職種として追加。第1回の検定が2008年7月に実施。特許、意匠、商標、著作権、不正競争防止法、独禁法などについて出題がなされる。

- 学座研修とTLOや大学発ベンチャー等の受入機関でのカリキュラムに沿ったOJTとを組み合わせ、産学連携を担う人材を養成する「産業技術フェロウシップ事業」(NEDO)を実施。

- 特許情報検索の実務能力を競い合う特許検索競技大会を実施。

<① イノベーション創出に資する知財人材の育成(2/2)>

- 全ての法科大学院で知的財産関係の授業科目を開設し、知的財産法を新司法試験の選択科目に導入した。

図表122: 新司法試験における合格者の選択科目別人員・割合

選択科目	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法(公法系)	国際関係法(私法系)
2006年 新司法試験	237人 (23.5%)	55人 (5.4%)	109人 (10.8%)	159人 (15.8%)	331人 (32.8%)	46人 (4.6%)	18人 (1.8%)	54人 (5.3%)
2007年 新司法試験	456人 (24.6%)	100人 (5.4%)	175人 (9.5%)	298人 (16.1%)	591人 (31.9%)	97人 (5.3%)	30人 (1.6%)	104人 (5.6%)
2008年 新司法試験	550人 (26.6%)	100人 (4.8%)	185人 (9.0%)	309人 (15.0%)	660人 (32.0%)	105人 (5.1%)	30人 (1.4%)	126人 (6.1%)

出所: 法務省「平成18~20年新司法試験の結果について」(ウェブサイト)

- 学部・研究科において知的財産に関する授業科目を開設する大学が増加し、知財に関する知識を習得する環境を整備。

図表123: 知財に関する授業科目の開設

	学部	研究科
2004年度	250	130
2006年度	295	162

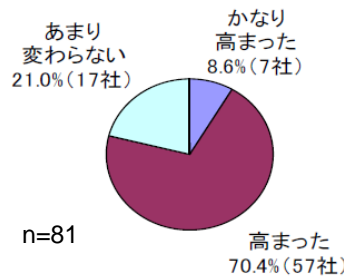
出所: 文部科学省

- 農業者の農業技術・経営に接する機会の多い普及指導員の資格試験において知財権に関する設問を2008年度から導入するなど、農林水産分野の知財人材育成を推進。

- 知財功労賞(特許庁)のほか、知財学術奨励賞(機械産業記念事業財団)など、表彰事業を充実。

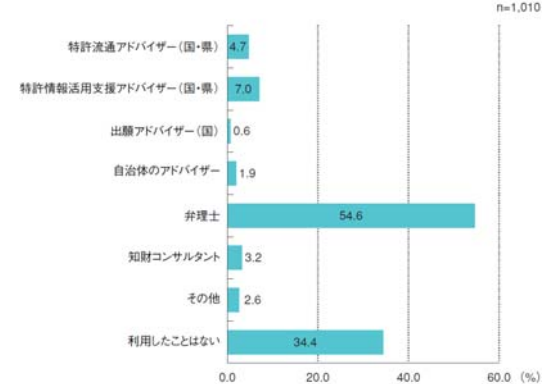
図表124: 知財意識に関するアンケート結果

貴社・貴業界の事業活動における知的財産の位置付けや社内の意識はより高まりましたか。



出所: 日本経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」2008年3月

図表125: 利用したことのある知財に関するアドバイザー



出所: 関東経済産業局「中小企業の知的財産活用事例集」2008年3月

図表126: 知財意識に関するアンケート結果(自由記述)

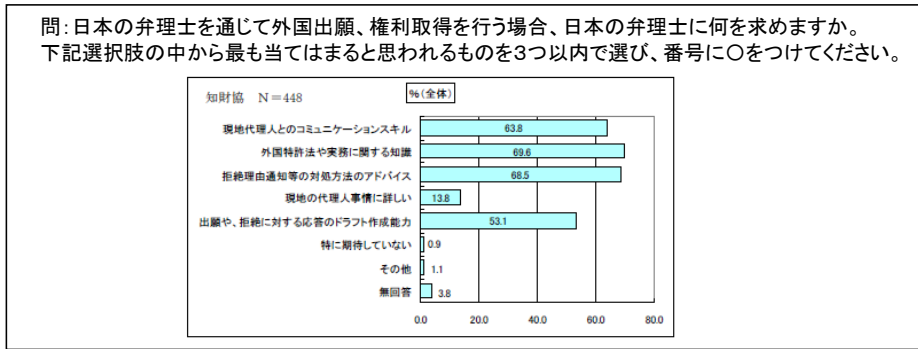
企業の経営者で知財は重要でないという人はいないと思う。しかし、知財がなぜ重要なのか、知財を重要視すると何がかわるのかを説明できる人は少ないのではないかと

出所: 日本経団連「知的財産政策の評価に関するアンケート調査結果」2008年3月

＜② グローバル化に対応した知財人材の育成＞

- 日本の出願人が外国特許庁へ出願する際の当該出願に係る書類のドラフトの作成や外国有資格者への媒介などの外国出願関連業務は弁理士に期待されている。

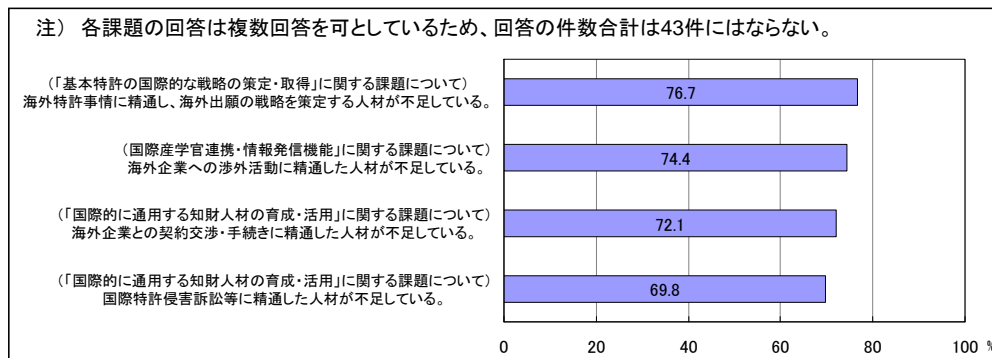
図表 127: 外国出願、権利取得に際して日本の弁理士に求めるもの



出所: 知的財産研究所「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」2006年12月

- 日本弁理士会では、知財制度に関する情報交換や弁理士交流を目的として、大韓弁理士会や中華専利代理人協会と交流を続けている。また、日本弁理士会の国際活動センターでは、外国の特許情報を収集したり、日本の知財制度に関する情報を海外へ発信したりしている。
- 国際的な産学官連携の課題として、海外企業との契約交渉・手続きなどを担う人材、国際特許侵害訴訟等の法務に精通した人材、海外特許の実態を把握し、国際出願を含めた総合的な特許出願戦略を策定する人材の不足が挙げられている。

図表 128: 「大学知的財産本部整備事業」実施機関43件に対するアンケート調査結果

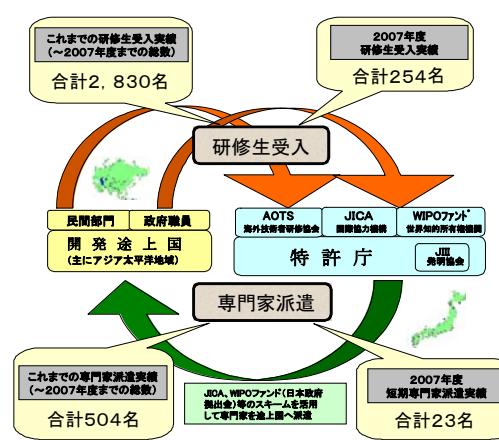


出所: 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会
「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて」2007年8月 (これをもとにグラフを作成)

- 大学知的財産本部における国際的に通用する知財人材の育成や国際的な産学官連携体制の強化を支援する「産学官連携戦略展開事業」を実施(2008年度)。

- アジア諸国を対象に、研修生の受け入れ及び専門家の派遣を実施。各国の特許行政職員、著作権行政職員、取締担当官などが参加。

図表 129: 特許庁における人材育成協力



出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年版」に基づいて作成

図表 130: JICAを通じた研修の一例

タイトル	事業主体	概要
国際知的財産権	JICA、比較法研究センター	技術移転及び知的財産権に関する主要法律及び法律実務の専門知識など
税関行政	JICA、財務省	関税行政、輸出入通関などのほか、知的財産権の捉え方と取り締まり形態について
著作権制度整備	JICA、文化庁	日本の著作権法制、日本の著作権管理システムなど
植物育成者権保護、植物品種保護	JICA、農林水産省	植物新品種保護制度、植物新品種の審査及び審査基準の作成など

出所: 外務省

- 国際セミナーやWIPOの会合などにおいて、日本における知財人材育成や知財教育を紹介。例えば、2007年5月、韓国にて開催された知的財産人材育成国際セミナーで日本における知財人材育成の取組を紹介。2008年1月、ベトナムにて開催された「WIPO知財教育・研修及び研究に関するコロキウム」で日本における知財教育を紹介。
- 研修機関間の国際的なネットワークを構築するべく、日中特許庁長官会合(2007年11月)において人材育成機関間の対話の場の設置に合意し、2008年5月、工業所有権情報・研修館と中国知識産権培训中心との間で日中知財人材育成機関間連携会合を開催。同様に、日韓特許庁長官会合(2008年8月)において工業所有権情報・研修館と韓国国際知識財産研修院との交流に合意。

<③独創性を重視した知財教育の推進>

- ・発明協会では、ものづくりの楽しさを体験する少年少女発明クラブ事業を実施し、2008年5月時点で、全国47都道府県に202のクラブを設置し、9000人以上のクラブ員を有している。また、約2000名の指導員がクラブ活動を支えている。
- ・各企業等において、製品に関わるものづくり体験、将来を夢見る楽しさを伝えるアイデアコンテスト、様々なアイデアを駆使してロボットを作成するロボットコンテストなど、学校や地域と一体になって子供たちへの知財教育を実施。
- ・2007年度に中学校の学習指導要領が見直され、「美術」「音楽」「技術」で知財教育が行われることとなった。
- ・地域の企業や商工会議所、NPOなどのノウハウやアイデアを活用して、中学生・高校生を対象に、実体験を基本とした職業観を醸成するためのプログラムの開発・実証を図る「早期工学人材育成事業」を実施(2008年度)。

図表 131: 2007年度児童及び生徒・学生向けセミナー並びに教職員向けセミナーの開催実績

	開催回数	参加者数
小学生向け	293	16071
中学生向け	11	860
高校生向け	108	8626
高専学生向け	29	1895
大学生向け	52	2250

	開催回数	参加者数
小学生教員向け	10	155
中学生教員向け	2	60
高校教員向け	26	935
高専教員向け	8	152

出所: 特許庁「特許行政年次報告書 2008年版」に基づいて作成

図表 132: 2007年度著作権講習会の開催実績

	著作権セミナー	教職員著作権講習会	図書館等職員著作権実務講習会
受講者数	1352	612	572

出所: 文化庁

- ・産業財産権標準テキストを活用しつつ教師が独自に工夫した知財教育を実践する知的財産教育推進協力校を支援し、知財教育の普及推進及び定着を図っている。推進協力校の数は340校に達している。
- ・高校生、高等専門学校生、大学生を対象とした「パテントコンテスト」や中学生を対象とした「ものづくり知的財産報告書コンテスト」を実施するなど、知財の創造・保護の体験教育を推進。
- ・2007年度から、放送大学において知的財産関連科目の面接授業を実施。また、2008年度からは、知的財産関連科目の放送授業を実施。

- ・関係9省庁が協力し、テレビCM放映、広告ポスター掲出、キャンペーン特別Webサイトの開設などを通じて、消費者に対して「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施(2003年度～)。その他にも各省庁においてポスター等による広報啓発活動を実施。

図表 134: 「ニセモノ」購入についての認識

	2004年	2006年	2008年
どんな理由でも購入すべきではないと思う	39.6%	47.4%	39.9%
正規品より安いので、購入するのは仕方ないと思う	29.9%	29.8%	27.3%
正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方ないと思う	10.3%	9.8%	7.5%
公然売っているので、購入しても仕方ない(よい)と思う	6.7%	5.6%	17.6%
その他・わからない	13.6%	7.5%	7.6%

出所: 内閣府 特別世論調査を基に作成(図表14~16)

図表 136: 模造品・海賊版撲滅キャンペーンポスター



図表 137: 財務省税関ポスター



図表 138: 警察庁・不正商品対策協議会ポスター



- ・テキストの開発のほか、PCや携帯端末等で視聴可能なように知的財産権を題材としたeラーニングを開発。

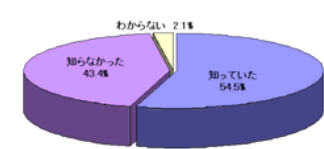
図表 139: テキスト及びeラーニング

テキスト	産業財産権標準副読本	「あなたが名前をつける本」	小学校高学年～中学校低学年を対象に配布
	産業財産権標準副読本	「アイデア活かそう未来へ」	中学校高学年～高等学校低学年を対象に配布
	産業財産権標準副読本	「特許から見た産業発展史」	高等学校高学年～大学を対象に配布
	産業財産権標準テキスト	総合編/特許編/商標編等	高等学校～大学を対象に配布
		「まんが著作権教室」	中学校を対象に配布
eラーニング		「IP・eラーニング」	工業所有権情報・研修館のウェブサイトから配信。一部のコンテンツは携帯型端末で視聴可能。
		「クリックするたびに著作権がわかる!楽しみながら学べる学習ソフト」	文化庁のウェブサイトから配信

出所: 文化庁、工業所有権情報・研修館

- ・知財功労賞(特許庁)のほか、知財学術奨励賞(機械産業記念事業財団)など、表彰事業を充実。
- ・日本知財学会で、「知財人材育成研究分科会」、「知財教育分科会」、「知財人材マネジメント分科会」など人材育成に関する分科会を開設。

図表 133: 政府の啓発活動の認知度(2008年)



図表 135: 「ニセモノ」購入容認割合(年齢層別)(2008年)

